

平成28年9月第5回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成28年9月6日第5回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	鞠子 幸則	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
被災者支援課長	吉 田 美和子	健康推進課長	岡 元 比呂美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	袴 田 英 美
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	阿 部 清 茂	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壯 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

## 議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 鈴木邦昭議員、15番 木村 満議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、1項目、ドクターヘリのランデブーポイントについて、2項目め、農業用ため池の安全対策について、以上、2項目を質問させていただきます。

まず初めに、1項目、ドクターヘリのランデブーポイントについて質問いたしま

す。

このランデブーポイントとは何かといいますと、ドクターヘリと救急車との合流地点、要するに待ち合わせ場所です。場外離着陸場と言われます。本年秋から、宮城県でもドクターヘリの運航開始をいたします。

私は、早速、県医療整備課を確認いたしました。そうしたら、宮城県では、本年10月28日からドクターヘリ1機で運航を開始すると。そして、ヘリの配備場所は東北大学病院、そしてまた仙台医療センターに輪番で、要するに交代で、1週間で半分半分交代するということを言っておりました。このドクターヘリは、消防機関からの出動要請があれば、救急診療に精通した医師や看護師を乗せて直ちに出勤すると。原則として、大体5分以内に離陸して患者のもとへ駆けつけるという体制をとっているということでした。

県では、ドクターヘリのランデブーポイントの選定を県内約400カ所を目標に進めているということですが、正確には8月31日現在で379カ所だそうです。じゃあどうなっているかと、303カ所の申請が宮城県ではあったそうです。場所としては、空き地や駐車場、学校のグラウンド等が候補地となっておりますが、特に問題なのが、ヘリの離着陸時に砂ぼこりが巻き上がる、そのためにやはり散水が必要となります。そのため、ランデブーポイントにアスファルト舗装、もしくは芝生化、さらに周辺に周知する看板の設置も考えられるわけですのでございます。このことについては5点質問させていただきます。

まず1点目、本町ではドクターヘリが着陸し、救急車と合流するランデブーポイントを何カ所予定しているのか。そしてまた、民間でも管理する場所があれば、含めてお聞きいたします。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

ドクターヘリのランデブーポイントの選定に当たりましては、亘理地区行政事務組合消防本部から適地として推薦を受けた場所、そしてまた宮城県消防防災ヘリの離着陸場として宮城県防災航空隊が選定している場所を候補地としているものであります。亘理町といたしましては、公共用地7カ所の候補地全てについて、ランデブーポイントとして利用承諾している状況でございます。

なお、7カ所のうち2カ所、あぶくま公園野球場などにつきましては、県と国土

交通省東北地方整備局において、利用における覚え書きの最終調整中であり、県の公表では、今のところ5カ所となっておりますけれども、今後7カ所になるものとなります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ただいまの答弁、7カ所、民間はないということですね。確かに私も確認しましたところ7カ所になっておりました。それで、私は2011年12月でございますけれども、初めての一般質問で緊急災害時に備えてのヘリポートとヘリサインはということで質問いたしました。

その質問の中で、ヘリポートは何カ所あるかということで、当時の齋藤邦男町長は、現在の地域防災計画では町内に6カ所設定していると。今回の大震災によるヘリコプターの重要性を考慮して、それから数の問題、場所の問題を含めて、新たに地域防災計画を策定し、見直しをするべきであると思っているという答弁がございました。今の7カ所、1カ所ふえたわけでございますけれども、やはり、これからもさらにふやして、体制づくりをお願いしたいと思っているわけでございます。

2011年12月に前町長が答弁しておりましたけれども、その後、齋藤 貞町長はヘリポートをふやすこと、1個ふえたということですが、さらにまたふやす考えはあるのかどうか。それから、見直しされたのかということであれば、見直ししました、1個ふえましたということになるかもしれませんけれども、さらにふやすのかどうか。そしてまた、ふやすとすれば、それもまたランデブーポイントとして申請すべきと私は思うんですが、2点、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この場所につきましては、今回のドクターヘリについては先ほど申し上げました県の防災航空隊、それから亘理町・山元町で設置しているところの亘理地区行政事務組合消防本部が所管になるということで、ここの話し合いの中で候補地を選定しているわけでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 亘理地区行政事務組合消防本部からのということもあるでしょうけれども、私は、町としての考えというのもお聞きしたいと思ひまして、きょうは質問させていただいております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町の対応につきまして、総務課長から具体的に申し上げたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 議員の申されるように、箇所については多ければ多いほどいいのかなと思うんですけれども、適地の選定に当たっては、面積要件とかヘリコプターの進入角度等の要件がございます。そしてまたランデブーポイントに車とかあったり、周りに民家があったりすると、二次災害的なことも心配されますので、今回、7カ所につきましては4地区それぞれにある程度の箇所を設けて設定してございます。

具体的に内容を申し上げますと、阿武隈川の河川敷グラウンド、それから隣の公園野球場、そして都市公園の野球場、逢隈中学校、吉田中学校、荒浜中学校、亘理中学校といった学校内としてヘリが来るとなれば、先生の指示のもと、例えば校庭で遊んでいけば一斉に校舎に避難するとかして安全確保できますので、そういう点も踏まえて選定させていただいてございます。それは消防署と県での協議で、うちに来たときに、それでいいですよということで利用についてはお受けしているわけでございます。今後、例えば、荒浜の陸上競技場とか整備がなされれば、その辺についても消防本部と協議しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ぜひ、消防署と検討しながら、また考えていただければと思います。2点目に入ります。

ランデブーポイントは数だけではなく、やはり質にも注意する必要があると思います。1点目の答弁では、本町の各学校の校庭とか野球場、運動場といったような砂ぼこりの舞うような場所ばかりでございます。砂ぼこりが舞うような場所の場合は、ドクターヘリが着陸する前に消防ポンプ車等による散水が必要だと思っておりますけれども、時間的なロスが発生すると思うんです。1分1秒を争う救急医療では、散水による時間的なロスが命取りとなるおそれもあるとも言われております。そのようなランデブーポイントは、舗装や芝生化にすべきと考えますが、砂ぼこり対策としてどのように考えますか。答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 学校のグラウンド等をランデブーポイントとして使用する場合、雨天時以外につきましては、周囲の状況に配慮して砂ぼこりが舞い上がらないように事前に散水を実施するという事になっております。散水に当たりましては、事前に離着陸の調整を行いまして、ヘリ到着前に散水を完了することで時間的なロスはないものと考えております。

また、ランデブーポイントとして活用する場所について、今申し上げたように学校のグラウンドが主な場所になっております。学校のグラウンドについては、舗装、あるいは芝生化というのは大変難しいかなと考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） やはり、一番苦情が多いのは、ヘリの風圧による砂ぼこりです。何といってもヘリコプターの回転翼、この揚力を利用して飛ぶわけですから、ヘリの羽というのは物すごい風圧でございます。ドクターヘリは、小型ヘリを使っていますので、ある程度は風圧がないかと思いますが、それでもやはり各地で苦情が来ているようでございます。

自衛隊で使っているバートルといいまして2枚羽ですと、もうヘルメットも全部飛ばされます。そういうバートルみたいなのは飛んでこないと思いますけれども、ドクターヘリでございますからそれほど気にはしなくてもいいのかなと思いましたが、しかし、やはり患者を搬送してくる間に患者さんに砂ぼこりがかかると、水をまいても砂ぼこりは飛ぶと思うんです。

そういった点においては、やはりアスファルト整備。今、学校のグラウンドというのは確かに私もいろいろなまちの方々にお聞きしました。そういった質問された方にも聞きましたけれども、答弁の中においてはグラウンドにはそういうのはできないということを言われたと言っておられました。

しかし、アスファルトで整備するとか芝生化するとして、患者さんにも負担をかけさせない、また誘導員が出た場合、誘導員にも目にごみが入っては誘導員の役目ができないと思うわけでございます。誘導員はゴーグルをかけて誘導すると思えますけれども、そのためにも本町のランデブーポイントをアスファルトに整備する、学校以外のところを整備するとか芝生化整備するという考えについて、町長、もう一度答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） いよいよ10月から運用開始ということなので、状況を見ながらの判断ということになるかと思えます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 国交省も平成31年度ごろまでに建設予定にするということですので、そのときはぜひしっかりしたヘリポートの設置、そしてそれがランデブーポイントとして活用できるような設置をしていただければと思うわけでございます。

3 点目に入ります。

県では、平成28年度予算にドクターヘリのランデブーポイントの整備費用を盛り込んでおります。ランデブーポイントの改良工事を行う際に、1カ所当たり500万円を上限に助成すると聞いております。本町でも、この予算を活用して整備を進めてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 前の質問とも重なるんじゃないかと思うんですけども、亘理町の各地域におけるランデブーポイント設定場所は、今のところ改良工事を行うポイントというのは、先ほど言いましたように学校が主になりますから、見当たらないということでございます。

今後、先ほど議員もおっしゃいましたように、新規の候補地が見つかり、改良工事が必要な場合については、ぜひ活用していければなと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） きのう、テレビニュースでもやっておりましたけれども、宮城県ドクターヘリ運航開始に向けての見学会を仙台の荒浜の旧仙台市消防ヘリポートで開催されました。実は、私も行って見てきました。そのときに、県医療整備課の担当の方も来ておまして、そこの中でいろいろお話ししてきました。

本町としても、助成金をせっきく500万円出すと言っているんですから、助成金がないときはつくったらどうだと、そういうときに限ってこういったことにつくりたいというのが出てくるかもしれませんけれども、助成金が出るというときにうまく助成金を使って、どこでもヘリは着陸できるということですけども、やはりしっかりしたランデブーポイントが必要と考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） これから運用開始ということなので、その運用の状況がどういう展



開をするのか、それらをじっくり見きわめてと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 運用というのは平成28年度予算と言っていましたから、来年の3月までということを県が言っております。

4点目に入ります。

ランデブーポイントを設置したところには看板も設置している自治体もございます。町民の方々にランデブーポイントの場所を周知するとともに、ドクターヘリの活動について理解を深めるため、看板の設置を検討してはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

宮城県ドクターヘリにつきましては、ことしの10月28日に運航が開始されると伺っております。運航開始に当たりましては、県は実機訓練の実施、あるいはまた見学会を開催するなど周知を図ることとなっております。

これにあわせまして、亘理町におきましても広報等で概要やランデブーポイントの場所を地域住民の方々へ周知してまいりたいと考えております。現在のところ、現地に表示板の設置は考慮していません。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほどのお話の中で4校の中学校のグラウンドにドクターヘリのランデブーポイントを指定しておりますけれども、学校であればやはり保護者、それから中学校ですから生徒に対して、ドクターヘリの緊急離着陸場でありますので、危険のないように避難し、ヘリ誘導員等の指示に従ってくださいとか、皆様のご協力をお願いしますとか、そういった看板の設置が学校に必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたけれども、全ての救急がこのドクターヘリの搬送ではないと私は思っております。したがって、今後どのような頻度で運航するのか、その辺を見きわめた中でいろいろと対策を考えねばと思っております。

ただ、町民の方への周知というのはきょうのテレビにもありましたけれども、町としてもいろいろな広報誌などを通じまして、広く周知したいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 看板設置につきましては、県医療整備課に確認しましたところ、宮城県では1カ所上限50万円を助成するようになっておりました。例えば、じゃあ4カ所つくるときはそれでも50万円ですかということを確認しましたら、いや、4カ所であれば五四、二十で200万円です。あくまでも上限です。ですから、4カ所が50万円で済めば50万円という形になろうかとは思いますが、やはりそういった助成金をうまく利用して設置したらいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 助成金活用は大変結構だと思いますし、また金額的にもそれで足りるかどうかの検討も必要かと思えます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 宮城県では、今回、看板の申請が74カ所あったそうです。全国でももう看板設置がどんどん進んでおります。まず、兵庫県の養父市というところがございますけれども、ここでは小中学校のグラウンド、公園、駐車場、市内45カ所に設置しておりました。それから、京都乙訓郡内というところがございます。ここには24カ所。それから、千葉県でございますけれども、佐倉市は48カ所、八街市は19カ所、酒々井町は7カ所。こういった形でどんどんどんどん設置しているようがございます。

ぜひ、本町としても、これはやはり学校であればなおさら設置すべきではないかと思うわけがございますけれども、再度伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） やはり新たな試みでございますから、活動状況は亙理町においてもどのくらいの頻度になるのかなと、その辺を見きわめながらいったほうがベターかなと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 看板設置することによって注意の喚起にもつながるわけがございます。周知を徹底することにもつながると。そしてまた、ドクターヘリの活動について理解を深めるためにも、設置の検討が必要かなと思っております。

5点目に入ります。

ランデブーポイントの安全確保については、原則、消防職員が担当することになっておりますけれども、消防職員が対応できない場合、本町では安全確保の協力体制についてどのように考えますか。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

原則的には、あらかじめ設定したランデブーポイントにおきまして、消防職員が安全を確保した上で離着陸に際しての誘導等を行うこととなりますけれども、宮城県ドクターヘリの運航要綱におきましては、「関係機関の協力体制の確保については、宮城県及び基地病院と消防機関や医療機関、市町村、警察、教育機関、その他のドクターヘリの運航に係る機関は傷病者の救命救急のため、ドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう相互協力を努めるものとする」とあります。

これに基づきまして、離着陸の際には、運航スタッフや医療スタッフも地上の安全確認にご協力いただくこととなりますし、またランデブーポイント支援者として消防職員以外が対応する場合には、常に通信指令員とランデブーポイント支援者との間で連絡がとり合えますように携帯電話等による通信手段を確保して、緊急時の対応に備えてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いずれにしましても、1分1秒を争う救急医療では、散水による時間的ロスが命取りとなるおそれの解消、そしてまたヘリのプロペラによる砂ぼこりが舞うようなランデブーポイントを舗装や芝生化にする。そのためにも、県では500万円上限に28年度は助成する、そしてまた50万円を看板設置には助成すると言っているわけでございますけれども、やはりもう一度私が言いたいのは、砂の被害の実例というのをヘリのフライトに着手したパイロットからの話がありましたので、ちょっとここで簡単にお話ししたいと思います。

やはり、一番困ったのはヘリの風による砂被害です。どうなのかといいますと、週末に学校に着陸した際、もう砂ぼこりがまき上がったと。週明けに校長先生から消防に猛烈な抗議があったと。掃除しに来いという抗議があったそうです。消防職員が総出で出かけて行って清掃したという例もあったということです。

それから、周りの住民の方の苦情もかなりあったと。それは現場に先に着いた消防の支援者などがマイクで窓を閉めてくださいと言ったらしいんですけども、十

分に徹底されていなかった。田舎というのは治安がいいですから、2階の窓を開けています。結構そういったところがございます。2階の窓から砂が大変入ったということがあったようでございます。

それから、もう一つは、全く逆の苦情もあったということですが、ドクターヘリの着陸に際して、毎回消防車が散水するわけです。そうすると、その水は高い税金から負担しているから無駄なことをするなど、このように思いがけない苦情もあったとパイロットが言っておりました。

何といても一番ドクターヘリで大変なのは、苦情が来るのは砂じゃないかと思っております。そしてまた、患者さんに対しても砂ぼこりが立ってヘリに乗せたのではかわいそうではないかと思うわけでございます。いずれもしましても1分1秒を争う救急医療では、散水によるロスというのは非常に命取りとなるおそれがあるということでございますので、このように助成金を使ってしっかりしたランデブーポイントの整備、看板の設置を考えていただきたいなど思っているわけでございます。

2項目めに入ります。

農業用ため池の安全対策について質問いたします。

本年7月、宮城県大衡村の農業用ため池で釣りをしていたお父さんと子供さん2人、3人が釣りの最中に誤ってため池に落ちた。そして死亡するという痛ましい事故がございました。本町でも農業用ため池が数多くありますけれども、このことについて3点質問いたします。

まず、本町では農業用ため池は何カ所ございますか。そしてまた、ため池に対する安全対策はどのようにとられているのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

町内に設置している町が所有する農業用ため池は18カ所でございます。

これらのため池は、年に1回程度、堤体や取水施設の状況、安全施設の状況について点検を行っております。ふぐあいがある場合には、状況に応じて対処しているのが現状でございます。

また、地震時あるいはまた先日のような台風等降雨による被害のおそれがある場合は、その都度、ため池の点検を実施して安全確認を行っております。

安全対策についてでございますけれども、町といたしましては、農業用ため池での遊戯を禁止しております。用水かんがい期には、町防災無線等での注意喚起、また、ため池には注意看板等を設置するとともに、維持管理上で安全を確保するために転落防止柵等も設置しております。今後は、転落防止柵が未設置となっているため池について、計画的に安全施設の施工を進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回の答弁で安全対策をお聞きしましたけれども、施設の状況、また看板、こういったものがあります。それから、転落防止柵も張ってあるということでございますけれども、車で何か所か回ってみますと、特に道路沿いに見える場所というのは外側から釣りをしています。それで、見えない場所ですと中に入って釣りをしているんです。こういう形で、やはり標識があっても入る、柵をしても入る。もう少ししっかりした標識を設置してはいかがかと思うわけでございます。

なぜならば、私が回って歩きますと、標識がもう薄くなって見えかかっていると。まず見えない。看板がチョーキングしております。チョーキングというのはペンキの白化です。それで、手で触りますと手が真っ白になります。そういった形で、やはり看板の再整備も必要かなと思ったわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘のとおり、看板が薄くなったもの等は直すべきだと思います。ただ、我々もそうだったんですけれども、遊泳禁止の場所で子供のときは泳いだりしてまして、あとはやっぱり個人のモラルということもありますから、その辺のきちんとしたけじめはそれぞれ個人がつけるべきじゃないかなと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回は大衡村で3名の方が亡くなっておりますけれども、やはり子供さんが亡くなり、そしてまた親御さんも亡くなっているということで、もう本当に胸が痛むわけでございます。今回、それぞれ事故例を見てみましたら、昨年ですけれども、香川県の三豊市というところで5歳児の方がため池の中に入って亡くなっております。ところが、その5年前にはお姉さんが亡くなっていたということで、県と市が池の周りにフェンスを設置したそうですけれども、まだ半分しかできていなかったと。そこの半分のところに入ったんでしょう。そういった不慮の事故があったわけでございます。

それから、もう一つは、本当にかわいそうなのが、子供2人が溺れたと119番があった中で、まず最初に8歳の子供のお兄さんが入ってしまった。お兄さんを助けようとした子供、それが3歳の弟さんだったと。ところが、3歳の弟さんもため池に入って2人亡くなったと、こういうことがありましたので、ぜひ、町としてももう一度点検していただきたいなと思います。

それから、先ほど町長が言われましたように、あとはモラルです。もうそれになって入っても、やはり今度は最終的に責任はどこが負うかなんて言われると、またこんなことがあるかもしれませんけれども、しっかりとそこはやっていただきたいと思います。

私は、東北農政局の整備部防災課に電話して宮城県の事故を確認してみました。全国で昨年度、平成27年度ですけれども、ため池での死亡事故が何件かというところと24件あったそうです。宮城県は1件、登米市で5月5日にあったということをおっしゃいました。それでは、隣の山元町はなかったのかなと思って確認しましたところ、平成20年に1件死亡事故があったということをおっしゃいました。

それで、亘理町はどうなんですかということを確認しました。平成15年からしか調べておりませんがということをおっしゃいましたけれども、亘理町では今のところ死亡事故はございませんということをおっしゃいましたので、じゃあ事故はないからこのままでいいかというわけにはいかないと思うわけでございます。

現在のため池は、ほとんどのため池が一般的に平たい張りブロックが多く使用されておりますけれども、平面の張りブロックというのは落ちたときはつかみようがないんです。要するにアリ地獄と同じになってしまいます。そして、ぬるぬるしてありますから、つかもうとしてもどうしようもないと。そのままずっと下に行ってしまうという形になると思いますので、そこで2点目に入ります。

本町のため池はほとんどが平らな張りブロックのため池でございました。ただし、5年前だと思いましたが、湊神社のあるところのため池、本郷ため池というそうですけれども、国の補助で整備したと聞いております。ここは突起のある防災ブロックで整備されております。今後、ため池を整備するときは、脱出可能となるような本郷ため池のような防災ブロックで整備する考えはないか答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 町では、ため池堤体の護岸を建設費用あるいは維持管理を考慮して、議員がおっしゃったように平板ブロックで施工しておりますが、現場状況に応じましては施工性を重視する必要がある場合には、ブロックマットを使用しております。

今後の整備におきまして、いわゆる経済性だけでなく維持管理、それから防災面を総合的に判断いたしまして、護岸の種類を検討していく必要があると考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 誤ってため池に落ちても、本郷ため池のようなつくりであれば、命を失うことはないのかなと思っております。突起部がありましたので、手でつかむ、また足を引っかけるといったブロックでありました。

今後、整備を考えると、今、町長がおっしゃいましたけれども、よく考えていただければと思うわけでございます。何といても一番危険な場所に入らないのがいいわけでございますけれども、釣りの好きな方々、危険と思ってもどうしても入ってしまう。本当にモラルの問題でしょうけれども、そのためには、大人もそうでございますけれども、特に子供が転落して脱出できる構造に整備するということも大変大事であると思えます。

3 点目に入ります。

日ごろから万が一を想定し、ため池に危険な箇所がないか常に確認が必要と思われませんが、本町では、チェックリストを作成し、客観的に確認することも重要と思えますが、この件についていかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し述べたと思うんですけれども、ため池の点検、確認につきましては、年に1回のみならず、先日の台風9号、10号、11号のように災害時も行っているわけでございます。

また、点検時には町で作成した、ため池点検票を使用いたしまして現場確認しており、災害の未然防止に努めているところであります。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 年に1回、それもよろしいかもしれませんが、もう少し回って歩いたほうがいいのかなと。チェック頻度は年に一度だけでということでございますか。もう一度お伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 年に一度は定期点検ということで、あとはこの間も、ここ2週間で3回ということになりますと、台風が3つありましたので。その都度回っているということでございます。

それから、議員がおっしゃるように、一般の方の釣りもそうなんですけれども、最近の亘理町ではないということなんですけれども、我々が小さいときは、ため池がプールみたいなものだったんです。例えば、亘理地区ですと扇沼というのがあるんですけれども、そこではかつて死亡事故もありました。ですから、念には念を入れてといいますか、教育長とも話しまして、学校にも注意喚起を促したいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） チェック票もつくりまして、防護柵は完全に設置されているか、それから壊れていないかとか、それから警戒標識は設置されているか、その警戒標識は1カ所だけでいいものかどうか、やはり2カ所に取りつけたほうがいいのではないかとこのことがあると思います。

それから、先ほども言いましたが、消えていないかどうか、そういったこともチェックリストの中に入れて、そしてまた、先ほど言うておりましたけれども、台風とかなんかあった場合、漏水といったものがないか、そういったものもチェック票の中に入れて。さらに今度はチェックだけではなく写真もきちんと撮って、報告するという形がよろしいかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員がおっしゃるとおり、点検につきましては十分留意したいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） せっかく今まで無事故できているわけでございますから、日常的な施設の巡回、チェックリストに合わせた点検、これは怠りなく実施していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。



〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。

私は、子ども読書の推進について、学校教育環境の整備について、2点について質問いたします。

それでは、初めに、子ども読書の推進についてであります。

本町では、未来を担う子供たちがよい本に出会い、自主的に読書を続けることができるよう、28年度から32年度までの5カ年を計画期間とする互理町子ども読書活動推進計画を策定いたしました。そこで、4点についてお伺いいたします。

初めに、今後の取り組みと周知についてです。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 生涯教育関係ですので、教育長から答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

平成28年3月に策定いたしました子ども読書活動推進計画の中で、基本方針といたしまして「読書活動を推進する関係機関・団体等の連携の強化」を挙げております。このことに基づきまして、学識経験者、学校・児童福祉施設・行政関係課の各担当者、読み聞かせグループ等関係者、一般公募による町民の方々、合計10名を構成員とした互理町子ども読書活動推進会議を先月8月23日に立ち上げました。この会議は毎年度4回程度開催しまして、目標設定とか、あるいは推進計画進捗状況等の確認・検証を行ってまいりたいと考えております。

周知につきましては、町のホームページに計画の全容を掲載しPRするとともに、庁舎内各課、小中学校、公立及び私立の児童福祉施設、私立幼稚園等に計画書を配付しております。また、町立図書館、それから生涯学習課、各地区交流センターでは計画書を窓口等に設置し、希望者に配付しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町では、この計画をつくるために27年9月に保育所、保育園、そして各小中学校で読書の調査を行っております。その結果、小学生の1カ月に読んだ本の冊数の平均は宮城県、全国に比べて少ないことがわかりました。また、不読率も宮城県、全国を大きく上回る結果でした。中学生は、平均読書冊数は宮城県、全国と比べると少なく、不読率は宮城県に比べると低く、全国と比べると高い結果

でした。そこで、計画の目標として、5年後には1カ月間の読書冊数を全国平均冊数へ目指すとあります。

具体的に申し上げますと、小学生は1カ月8.8冊から11.2冊、2.4冊の増です。中学生は3.2冊から4.0冊、0.8冊の増となります。不読率についても、小学生が12.1%から4.8%、7.3%減ずる、中学生は16.1%から13.4%、2.7%の減につなげるという目標を立てております。

それで、具体的な取り組み、今、教育長が申してくださいましたけれども、子ども読書推進会議の中だけで確認とか検証を行うのではなく、ホームページの掲載や計画書を配付するだけでなく、やっぱり子供、そして児童・生徒、そして保護者の方もいる中で、今の現状をしっかりと説明して周知を図ることが必要なのかと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ただいま議員のおっしゃったとおり、5年間のスパンで目標を達成しようと計画を立てているわけでございます。年次年次にどの程度子供たちの不読率が少なくなっているのか、あるいは平均読書冊数が伸びているのか、推進会議でも学校関係者も当然いますし保育所あるいは幼稚園関係者もいますので、その辺も推進会議に諮って現状を十分把握するように、この前の第1回目の会議では、その辺は合意しているようでございますので、当然そういう動きに今後なっていくだろうと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） この計画の進捗状況の確認は毎年行っていくのでしょうか。また、目標を設定しておりますけれども、達成するために一番力を入れている施策は何でしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 何といたっても子供が読書に親しむ機会をとる、それはやっぱり学校が基本になるだろうと思います。各学校では、朝の読書活動、10分か15分やっている学校がほとんどでございます。そしてまた、学校図書館あるいは町立図書館の奨励とかそういう形で、あるいは多読賞なんかやっている学校もございますので、そういうことを通して読書に親しむ活動をより一層推進していくようにお話ししていきたいなと思います。

あとは、やっぱり家庭なんです。親の不読率が実に本町で60%、つまり親の6割の方が本を読んでいないんです。ということを考えれば、家庭の影響というのは大きくなると思います。その件をどうするかということは今、推進会議でも検討しております。そういうことで、親の読書率も高めていく必要があるだろうと。子供は家庭の環境で育つわけでございますので、その辺もあわせて検討していきたいなと思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、教育長が言われたように、やっぱり学校での取り組み、上からいろいろなことをやりなさいと言うのではなくて、今、現場の学校の先生方も一生懸命やっているところもあります。ぜひ、そういうところをもっともっと、小学校だったら小学校関連の共通事項とするような取り組みをなされるといいかなと思います。

また、保育所それから幼稚園等でのそういう取り組みも、話し合いが進めば、例えば、逢隈小学校で読んだ本を展示しているよとか、そういうのを発表しているのであれば、亘理小学校もそういう部分に力を入れていこうかしらと、そういう具体的な部分が読書の目標を達成するためには必要なのかなと思います。いろいろな会合で打ち出すことはとても大事なことだと思いますけれども、ぜひ現場でやっているところをどんどん発表していくとか、そういう活動を推進していくことが目標達成に大きくつながると考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まさに議員のおっしゃるとおりです。保護者への啓発というのが非常に大きなポイントとなります。子供たちは、各学校で読書率を高めようという、あるいは先ほども言いましたように読書に親しむ習慣をつけようといろいろな取り組みをしているわけでございます。多読賞、一番本を読んだ子供には校長先生の名前で表彰するとか、いろいろなことをやっております。

そういうことを、例えば、PTAの参観時に各学校で、うちの学校ではこういう取り組みをしているんだということを保護者の方々に、あるいは学習発表会等で地域の方々もお見えになりますので、この学校ではこういう読書を推進するために活動しているんだということをPRしてもらえばなとは思っています。そのことについては、校長会等で話はしていきたいなと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ、5年後に全国平均を目指すではなく、もう一、二年ぐらいで全国平均に近づいて、亶理町は読書を本当に推進している町だということをぜひアピールしていただきたいと思います。一生懸命やっている学校はちょっといろいろお聞きした中でありましたので、そういういい学校をどんどん取り上げて、そういう情報をほかの学校に流していただければと思いますのでお願いしたいと思います。では、2点目に入ります。

小学校入学時に町立図書館利用カードが受理できる学校長からの在学証明書を発行してはどうか。このことについてご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 図書の貸し出しを利用する場合でございますけれども、あらかじめ図書館個人利用登録申込書を提出し、図書利用券の交付を受け、その図書利用券を貸出申込時に図書と一緒にカウンターにお持ちいただくようになっております。

利用登録できる方は、亶理町内に住んでいる方、亶理町に通勤あるいは通学している方と仙台広域都市圏にお住まいの方ですが、利用券の発行につきましては、本人を確認できる保険証あるいは免許証などをお持ちいただき、必ず本人に手続きしていただくようになっております。

なお、小学校の入学時点で、既に図書利用券の交付を受け、図書館を利用している児童もおります。ちなみに、7月末でございますが、1年生284名のうち67名、24%の1年生はもう利用券を交付されているというか、そういう手続きをとっております。

また、利用券発行時に学校長発行の証明書に氏名、生年月日、住所が記載されていれば、本人を確認する保険証等にかわる書類として扱うことは可能であります。

しかしながら、そのような在学証明書につきましては、個人情報に記載されているものもありますので、その取り扱いについては慎重になる校長もおりますので、校長会等で話を出してみたいと考えておりました。過日、校長会がありました。その際、校長からは在学証明書を発行するのはいかがなものかという声がほとんどでございましたので、やはり保護者の持っている保険証を持っていけば、お子さんも利用券が発行できるわけでございますので、その辺を子供の読書を一層推進するためにも、機会あるごとに学校を通じまして図書館の利用方法などを周知していき

いと思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、町内の小・中学生で図書館の利用券を持っている割合はどれぐらいになっているのでしょうか。まず、このことについてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的な数字なので、担当課長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） ただいまアヤ議員からの質問でございますが、これについては手持ちの資料がございませんので、後でご報告させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 実は、この質問をするのは、図書館に行って利用券が欲しいんだけど、お母さんとかお父さんと一緒に行かないと発行してもらえないんだという子供さんから聞いたことから、この質問をしようと思いました。今、両親が働いていらっしゃる家庭が多い中で、なかなかお父さん、お母さんと図書館に行って免許証なり保険証なりを提示しての利用券を作成するのはなかなか難しい子供さんもあるような気がします。

学校で在学証明書を発行していただければ、それに自分で書くものは書いて、そして学校長の判こさえあれば、利用券がいただけるのであれば、1人で行ってもいいし、おじいちゃん、おばあちゃんで行ってもいいし、兄弟で行ってもいいし、そういう中で図書館の利用券の発行ができるのであれば、スムーズな図書館利用につながるのかなと思いました。

ぜひ、本町の小・中学校の児童・生徒の皆さんが図書館の利用カードを持てるような仕組みをつくっていくということも読書活動推進の一環につながると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 子供たちが意欲的というか自主的に利用券の交付を受けて読書に親しむ。これは大いに結構だと思います。ただ、交付の際、やっぱり保護者同伴ということもございますので、在学証明書を発行したからといって、例えば小学校1年生が行っても、これはちょっと難しいと思います。やっぱり発達段階もあるでしょうから。規則では一応保護者同伴という形になっていきますので、その辺、図書館が

どう今後検討するかわかりませんが、お話ししてみたいと思いますが、ちょっと今の段階では難しいのかなと。

ただ、共稼ぎで忙しいからなかなか申請ができないんだというのはちょっとどうかなと思うんです。少なくとも、土曜日、日曜日に開館しているわけですので、少なくとも1時間ぐらいの時間を割いて子供さんを連れて行けば、すぐ交付は済むわけですので、そのぐらいの時間を保護者で何とか確保してもらえればなと思っていますところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本当にそのとおりだと思います。

ところが、現実、先ほど言われましたように、保護者の不読率が60%という教育長からお話をいただきましたけれども、そのような状況の中で、子供たちがみんな図書館に行って本を借りたいといったときに、片方は図書利用券を持っていて、片方は持っていないという状況はつくりたくないと思います。

小学校に入るということは住所の確認も親の確認ももうできているわけだと思います。ですので、学校長が何年何組の何ちゃんですよという証明書をちゃんと出してくれるということは、親御さんにつながっているということは間違いないので、図書館利用の緩和というか、そういうのが必要だと思いますので、その点について町として取り組んでいくべきかなと思います。

そして、あわせて、1年生に入られたご父兄の方に、この機会に図書利用券をどうぞつくってくださいというシステムのなももしていく必要があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 入学時に学校から利用券を大いに活用して、図書に親しむ機会をふやしてくださいということは、学校には当然いろいろなPTAの総会等もごさいますし、あるいは学年懇談会、学級懇談会等もごさいます。その辺は、学校側から保護者にお話を申し上げることは可能だと思います。

ただ、先ほど言いましたように、在学証明書をむやみに発行はしたくないという校長の考えがあるものですから、教育委員会としまして、校長の考えを覆してこれをやらないのということはなかなか言えないのが現状でございます。やっぱり最高責任者は校長でございますので、校長の考え方というのを教育委員会といたしまし

ては最大限に尊重してやりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 亙理小学校の図書室は本当に狭い図書室であります。亙理町の一番近い図書館が側にあるので、亙理小学校に通っている子供さんたちは図書館をもっともっと利用してもらいたいと思います。

それで、そこら辺はまだまだ校長先生の理解を得ないという話をいただきましたけれども、現実をしっかりと考えながら、親御さんの協力は絶対必要だとは思いますが、その中でなかなか難しい子供さんにも図書利用カードが発行できるようにしていく取り組みが大事なのかなと思いますので、その点お願いしたいと思います。

次、3点目に入ります。

楽しみながら読書意欲を高めるために、自分が読んだ本のタイトルや貸出日が記録できる読書通帳を導入してはどうか。この点についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 子供たちが成長の過程で本に親しむことは、感性を磨き、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくためのものであります。特に、高校生までに適切な読書習慣を身につけることは、子供の将来のために重要なことであると考えているところでございます。

また、読んだ本を記録しておくことは、いわゆる銀行の預金通帳のように残すことで、子供の読書意欲を高めるとともに子供の成長の記録でもあり財産だと考えております。

本町の図書館では、ことしの1月から本のタイトル、いつ読んだか等が記録できる読書通帳を作成しております。図書館のカウンターに置き、利用者の皆さんに提供しているところでございます。

このことにつきましては、町の広報誌、図書館だより、としょかんひろば、館内ポスター等でお知らせしておりますが、読書通帳があるということがなかなか今のところ周知されていないということでございますので、今後においてもさまざまな機会を通して周知徹底を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 図書館に行って読書通帳というのをいただいてまいりました。A3

の紙を上手にを使って真ん中をあけて、これで30冊の本の名前が書けるという通帳です。26年3月に読書通帳の導入について質問させていただきました。そのときは、ハード面を含めて経費がかかるということも鑑み、今すぐには導入は難しいと考えているという答弁をいただきました。しかし、やっぱり考えようで、A3の紙の真ん中を切って、これで読書通帳にしたというのは本当に考え方だなと。これでは余り経費もかかっていなかったのかなと思ってとても嬉しく思いました。

それで、ことしの1月から図書館で1,000冊つくって陳列したそうですが、今のところ、もう800冊ぐらい利用されているという話を伺ってまいりました。今後、やっぱり1冊ではなくて幼児用、小中学生用、大人用、大人の方も利用されているという話も聞きましたので、ぜひ3種類ぐらいつくって配付を考えてはどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 図書館で図書を積極的に利用していただきたいという思いで読書通帳をつくっているわけでございます。当然、低・中・高学年あるいは中学生にとって読む本も違いますし、冊数なんかも小学校低学年というのは結構多いわけでございますので、その辺、3種類ぐらいという話がありましたけれども、図書館にお話をして検討してもらうかなとは思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 配付している読書通帳は本当にとっても簡易なもので、やっぱり今後は、教育長が一番先に考えていた経費がかかるという部分の通帳をつくるには大変だと思いますので、いろいろな市町村でスポンサーを導入して経費を負担してもらっているような事業等もありますので、そこら辺、今後の課題として図書館の通帳の後ろに広告を入れるとか、あと週刊誌の後ろに広告を入れるとかして、経費を捻出するような工夫も今後されて、教育長が思っているような読書の通帳が作成できればいいのかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その件は検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それで、せっかく通帳ができました。ぜひ、通帳がいっぱいになったら利子として何かプレゼントを子供たちにされたらいいかなと思います。一番最



後に、例えば認定証みたいなものとか、あと手づくりのしおりとか何でも構いません。せっかく通帳ですので、何か子供たちがいっぱいになる喜び、本を読んで本から得た喜びももちろんですけども、いっぱいになった喜びというものも今後何か考えていけたら、またそれも読書の推進に大きくつながると考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） いっぱいになって利息がふえたということで、子供が意欲的になれば大変結構なことです。その辺もあわせて図書館に話をしてみたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 隣の岩沼市では、読書スタンプカードというものも作成していたりして、図書館で子供の読書とか、それこそまちの読書の推進のためにいろいろな取り組みをしておりますので、ぜひいろいろな図書館に視察に行かれて町に必要な情報を得てくるといいのかなと思います。岩沼市では、100個集めるとプレゼントがもらえるというようなことを言っておりました。そして、岩沼の図書館の本館というところも視察してまいりましたけれども、そこの入り口に入りましたら100冊読んだという名前がいっぱい書いてあって、そういう取り組みもすごく勉強になりました。

何か子供たちはご褒美をもらったり、あと何か皆さんに喜んでもらえるようなことをすると、読書意欲にもまたつながると思いますので、いろいろな図書館を視察されて、町の子供たちのためになるような仕組みを勉強されてくるといいと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 全くおっしゃるとおりでございます。子供たちの読書意欲を喚起するためには、やっぱりいろいろな仕掛けが必要だと思っております。多賀城市で新しくできておりますし、近隣の市町にも図書館があるわけでございます。その辺の取り組み等について図書館の職員等が視察に行つて研修を深めるということが非常に大事だと思っておりますので、その辺もあわせてお話ししていきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、4番目です。

本町の小学校6校のうち、4校は学校図書室専任の職員が配置されておりますけれども、今後、全学校に配置する考えはあるのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町におきましては、教育委員等の学校訪問や校長会を通して、学校図書館の実情を把握するとともに、学校との話し合いの中で、被災した学校に多くの図書が寄贈され、それらの図書を整理分類しなければならないことから、平成27年4月より学校図書館支援員として臨時職員3名を採用しました。亙理小学校と荒浜小学校と長瀬小学校と、被災校です。亙理小は児童数が750名を超えています。

3名を採用して対応してまいりましたが、図書の整理分類ばかりではなく、子供たちに読書をする習慣を身につけさせたいという要望が強く学校からございました。また、学校からは配置した学校図書館支援員が子供たちの読書意欲を喚起するような手だてをいろいろ講じていただいて、大きな役割を果たしているという報告がございました。そういうことを踏まえまして、今年度からもう1校、550名を超えている逢隈小学校に配置して対処してまいりました。

今後、まだ配置されていない学校、吉田小学校と高屋小学校でございますけれども、両方の実情を十分考慮した上で検討してまいりたいなとは思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 学校図書館の支援員さんは、図書の整理をするだけでなく子供たちの居場所になっていると思います。今後は、残りの小学校2校にも配置していただきたいと考えます。支援員さんの増員が難しいのなら、1人の支援員さんに曜日を変えて2校を担当してもらうなど、やっぱり図書室に本だけでなく職員、支援員さんもいるという体制をつくっていくということは大事な事かなと考えます。

そして、また中学校の図書室には今誰も図書室専門の支援員さんはいませんが、この点について中学校は今どのように考えているのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 吉田小、高屋小も1人を採用して2校を兼務してもらおうと、これも

1つの方法だと教育委員会としては考えておりますけれども、今後、具体的に対応していきたいと思っています。

中学校は、学校司書教諭というのがおります。いわゆる司書の資格を持った先生は、12学級以上の学校には必ず置かなければならないと法的に決まっております。そういうことを踏まえて、12学級を超えている学校にはいるわけですが、12学級未満の学校にも国語の先生は大体図書の資格を持っている場合が多いんです。教育委員会としても図書の司書資格を取るように指導はしているわけでございます。

そういうことで、中学校の先生方は教科担任になっておりますので、1日中教室にいますというわけではございません。小学校の場合は学級担任ですから登校から下校まで一緒なんですけれども、ちょっと空き時間なんかを利用して図書の担当の先生方に見回ってもらうとか、あるいは中学生ですので、本の整理とか分類あるいは貸し出し等も今はコンピューターでやっていますので、中学生ぐらいになると小学生とは違って自主的に活動していただいているというのが現状でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 図書室に行けば誰かがいるという体制は絶対に必要だと考えます。

第二の教室、子供たちの居場所という役割も図書室は大きいと思いますので、そこから辺お願いしたいと思います。

また、中学校につきましても、中学生はなかなか難しい年ごろだと思いますけれども、いい本との出会いというのは人生を大きく変えるチャンスにもつながるような気がしますので、ぜひ図書室につながる先生をどんどんつけていただきたいと思います。

やっぱり、人が成長してよりより社会へ発展するための基礎として、子供の読書を重視して、みずから率先して生涯学習に励む町民を育てることが地域の活力につながると思います。読書を推進していけば、必ず学力にもつながると考えますけれども、教育現場でずっと勤めていらっしやいました教育長はどのようにお考えでしょうか。私は読解力が学力に大きくつながるような気がしますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学力というか、そういう定着の基礎になるというものは、私は国語

だと思っています。したがって、読解力ももちろんそうですけれども、やっぱり基礎的な語彙、そういうものをしっかりと理解し定着してくれば、他の教科に当然波及するわけですので、読書で読解力が非常に培われるということはもう間違いございませんので、全くそのとおりでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、2点目に入ります。学校教育環境の整備についてであります。

（1）第5次亙理町総合発展計画の中に「老朽化の度合いにより優先順位をつけ、校舎・体育館の整備に努める」とありますが、今後、どの順番で整備するのか具体的な考えをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 学校教育環境の件ですので、教育長から答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答え申し上げます。

老朽化の観点から申しますと、校舎においては亙理小学校が昭和42年建設（築49年）、吉田中学校が昭和47年建設（築44年）となっております。長瀬小学校、亙理中学校、荒浜中学校を除くほかの小・中学校は、昭和50年代に建設されております。

体育館におきましては、吉田中学校が昭和40年（築51年）、逢隈中学校が昭和42年（築49年）、逢隈小学校が昭和46年（築45年）となっております。老朽化が進んでおりますので、耐用期限を十分考慮した上で検討しなければならないなどは考えております。

特に、亙理小学校におきましては、さきに校舎建設用地として用地を取得しておりますので、建設計画を早急に立てる必要もあるかとは思っておりますけれども、具体的にこの順番というのはまだ明確には、教育委員会としては捉えておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、教育長が申されましたように、亙理小学校は26年度で校舎北側の用地を取得して、そして用地内にある木の伐採とか移植などの事業も行っております。建設計画を早急に立てる必要があると今答弁されておりますけれども、第5次総合発展計画内、この10年のうちにもう完成するということなのか。用地取得は

したけれども、そのまんまにいつまでもしておくこともできないと考えますけれども、そこら辺はいつ判断されるのでしょうか。そこら辺をもうちょっと具体的にお話しただけならばと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町におきましては、喫緊の課題であります庁舎建設工事、保健福祉センターの建設があるわけでございます。これにも多大な経費を要するとなるわけでございますので、まず庁舎建設、保健福祉センターができた後、具体的に考えてはいきたいなと思いますけれども、あるいはそれと並行して、もしできるならば、そういうことも検討みたいとは思っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、具体的に言いますと役場庁舎、保健福祉センターができる32年度以降という答弁になるのかなと思います。それで、また体育館も大分古くなっているということで、吉田中学校が51年ですか、あと逢隈中学校が49年、あと逢隈小学校も45年がたっているという中で、やっぱり第5次総合発展計画の中では示されてはいるけれども、まず亘理小学校が32年度以降に何とか建設して、それから体育館に移るという流れになるのかなと考えますけれども、今の状況ではそのような考えでよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それと同時に、学校給食センターもかなり老朽化しておりますので、そちらも早急に考えなければならないと思っていますので、庁舎、保健福祉センターの後、亘理小学校と。あるいはそれと同時の給食センターの建設も具体的に検討に入らなければならないかなとは思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 文部科学省では、公立小・中学校の施設は第2次ベビーブームに合わせて建設されたものが多くて、25年以上経過している建物の面積が全体の約7割となるなど、校舎等の老朽化が大きな課題となっていると。建設部材の経年劣化は、安全面でも機能面でもふぐあいも引き起こしますと。子供たちの安全確保はもちろんのこと、公立小・中学校の約9割が地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があるとしております。

本町では、学校施設の長寿命化計画の策定についてどのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 具体的な計画というのは教育長が答弁で申し上げたとおりでございますが、現在の耐用年数を考慮しながら順次進めていかなくちやいけないと思います。強度の耐震対策に関しましては、避難所となっている各小・中学校全てが耐震の強度については整備済みでございます。今現在についてはそういった状況であると認識しております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 文部省では学校施設の長寿命化改修の手引を取りまとめております。学校施設の老朽化対策を効率的に効果的に進めるための新しい改修方法です。この手引では、長寿命化改修の具体的な手法やノウハウについてわかりやすく体系的に解説しております。従来のように建築も40年程度で建てかえるのではなく、コストを抑えながら、建てかえと同等の教育環境を確保することができる。そして排出する廃棄物も少ない新しい方法、長寿命化改修への転換が求められていますというような長寿命化対策を図っております。全国いろいろなところで、もう40年以上たっている小・中学校がたくさんあるという中で、やっぱり全部新しくするのではなく、長寿命化対策の中で改修と同じような感じで直していく手法を今進めているようです。

例えば、長寿命化改修の意義や建てかえとの工事費の比較など、37の問いに対する一問一答形式の解説や、安全で豊かな教育環境にリニューアルした先進事例を掲載し、老朽施設を保有する全ての地方公共団体の長寿命化改修に一步踏み出すためのきっかけとして活用していただけるような内容となっていることが文部科学省で調べましたら載っておりました。

ぜひ、町でも亘理小学校の用地はすぐにしても、まだまだ直さなくちゃならないところ、改修は建てかえではなくて長寿命化対策の改修で、なるだけお金を使わないで排出物を少なくするような取り組みをやっているという事例も今後検討していく必要があるかと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 文科省の考え方は全くそのとおりでございます。この前、担当の職

員が行って県からもそういう説明を受けてきたという話を聞いています。つまり、国ではお金を出したくないという考え方なんだろうと思います。財源が大変なことなんです。それで、延命策を考えようという方針なので、本町といたしましても、耐震工事はもう終わっていますから、それをどう延命化していくか。それも含めて改築あるいは延命化、お互いにメリット、デメリット両方あると思いますけれども、総合的に判断して対応していきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、（2）に入ります。

これまでも学校のトイレについて質問してまいりましたが、余り改修が進んでいないように思われます。一日も早く改修をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学校のトイレの改修でございますけれども、教育委員会といたしましては、毎年のように洋式化を進めるよう予算措置をとっておりますし、改修も行っているところでございます。現在、学校の要望等を踏まえまして、全ての学校に洋式トイレが備えられております。

6月に県の教育委員会に報告した本町の公立学校施設のトイレ状況調査では、大便器の洋式化率は、小学校校舎内は47.6%、体育館が71.4%、中学校の校舎内トイレが27.6%、体育館が20.8%になっております。

今後とも、学校の状況を十分踏まえ、あるいは学校の要望等も踏まえながら対処して、洋式化率を高めていきたいなどは考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 和式トイレを外して洋式化したようですけれども、小学校が47.6%、中学校が27.6%ですか、全部のトイレが洋式化になるのはいつになりますか。

また、トイレの改修というのは、和式を洋式にするだけでなく、トイレの床、それから壁、手洗い所など大分傷んでいるところもあります。トイレに対する児童や保護者の意識調査を一度行ってはいかがでしょうか。やっぱり、和式を洋式に変えればいいというだけでなく、臭いがするとか、あと子供が学校のトイレに行けないとかいろいろな理由で、保護者から私もいろいろな話を聞くことがありますけれども、保護者の方、児童・生徒の子供さんたちのトイレに対する意識を調査すること

が大事なかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 意識調査するという事は非常に大事だと思います。ほとんどの家庭が洋式になっているんです。恐らくそうだと思います。学校も洋式化は進めますけれども、100%にはなっていないということになれば、どうしても和式を使う子供も当然出てくるだろうと。使ったことがないからどうやったらいいのかわからないという、特に低学年の子供なんかが多いということを知っています。

したがって、今、議員からおっしゃった意識調査なんかも1つの方法かなと思っています。今後、検討させていただきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） お願いしたいと思います。小1のギャップというのが、いろいろなマスコミに載っております。小学校1年生になると、トイレの使い方がわからないということが載っていたことがありました。児童・生徒が利用しやすい清潔なトイレの環境づくりというのは、一番大事なかなと思います。学校の老朽化はされていますけれども、トイレは清潔でお家に我慢して帰ることのないように、しっかりと子供たちに確保してあげたいなと考えます。

そしてまた、学校の施設は地域の避難所としても指定されておりますので、トイレのバリアフリー等の十分な機能も今後必要となってくると思います。和式を洋式にする、もちろんそれは第一歩だと思います。次は、子供たちが安心して行ける、今でも安心しては行っているんだと思いますけれども。子供たちが気持ちよくできるトイレ、そして、地域の方たちの学校施設の避難所としての機能という部分も今後考えてやっていく必要があると考えますけれども、この点について、いかがお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） トイレの清潔感というか、あるいは空間的に非常に心地よいところがあるというのは、全くそのとおりでございます。学校が楽しいから行くという1つの要因として、トイレのきれいさというのも、学校によっては全国的にそういう報告もあるというのは聞いております。したがって、今後、トイレの改修を含め、空間の美意識関係も考慮していきたいものだなと思います。

それから、バリアフリーについては、体育館はもうバリアフリーになっています



けれども、校舎関係についても車椅子の子供に対応したバリアフリー化は吉田中学校はもう終わっております。そういう生徒、子供たちがいれば、いつでもそういう対応はしていきたいと。ただ、多目的のトイレには莫大な金がかかるんです。これだけは本当にもう大変な予算が必要なわけでございます。その辺も十分考慮していきたい。あと、修理箇所も老朽化でいっぱいあるわけでございます。去年はたしか300件ぐらい修理しているわけでありまして。町内の10校です。そういうことでございますので、優先順位も考えながら、あるいは子供たちの安全・安心を確保できるようなことを考慮しながら対応してまいりたいとは思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、小学校のトイレのお掃除なんていうと、じゃあっとやっているんですけども、びちゃびちゃになったような上靴とかで教室に行ったり体育館に行ったり、そのような状況ですので、やっぱり衛生面から考えても今後早急に対応していかなければならないのかなと思います。

将来を支える子供たちの健やかな成長をしっかりと見守って、災害時には地域住民の生活を支える学校のトイレを整備するということは必要不可欠と申し上げ、質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時45分といたします。休憩。

午前11時35分 休憩

午前11時44分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番。佐藤邦彦議員、登壇。

〔4番 佐藤邦彦君 登壇〕

4番（佐藤邦彦君） 4番、佐藤邦彦であります。

私は、1つ目は新たな農業・農村政策における生産調整等の見直しにつきまして、2つ目は荒浜地区・吉田東部地区の定住化促進策につきまして、お伺いしたいと思います。

まず、1つ目であります。

亘理町の近代農業につきましては、農業の健全な発展のため、昭和44年に制定さ

れました農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域の区域指定を行い、農業の振興と合理的な土地利用を図ってまいりました。また、亘理町は、農業を基幹産業と位置づけ、豊かな自然に恵まれて均衡ある田園都市としてのまちづくりを進めております。

今般、農林水産省での2015年農林業センサスでは、農業就業人口が2,209万人と5年前の51万6,000人の減少に歯どめがかからない状況でございます。最近の報道では200万人を割り込んでいるということでございます。亘理町においても例外ではなく、後継者不足、農業従事者の減少、高齢化の進展などと農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。震災による離農者も多い現状であります。

農業従事者の減少については、耕作放棄地を増加させ、農地の荒廃は進み、インシンの作物被害や宅地への進出、水路等のしゅんせつ・清掃の人手不足などのさまざまな問題を地域に投げかけております。農業は亘理町の根幹をなす産業であります。守り育てていかなければならないと考えております。

そこで、1つ目ではありますが、新たな農業・農村政策における生産調整等の見直しにつきましてですが、農林水産業・地域の活力創造プランが策定されました。平成30年度に米の生産調整が廃止され、農地の集約化や経営の大規模化を促進し、競争力のある強い農業を目指すものであります。農業後継者の確保や耕作放棄地の増大等の解決に向けた構造改革であり、農業政策の大転換でございます。このことについて次の質問を行います。

(1) 経営所得安定対策及び水田フル活用・米政策の見直しについては、米農家の所得減少などから農業経営に大きな影響が懸念されております。町の対応、対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

国の政策であります平成30年度からの米政策等の見直しにおきましては、米の生産調整の国の数量配分が廃止され、国が発信する米の需給情報を参考に、生産者やJA等の集荷団体が中心となりまして、地域の実情に合わせて米の生産調整を行うこととなっております。

しかしながら、米の生産調整は、市町村単位だけで実施してもその効果が得られるものでもなく、現在、国と県が中心となりまして、ある程度広域的な範囲でのル

ールづくりを模索しているとのことですけれども、今に至るまで余りにも情報が少なく、農家の方々からも平成30年以降の制度や米価下落に対し、不安視する声も多数出てきている状況であるのも事実でございます。

議員のご質問にありました農家の所得減少の主な要因として考えられることは、米の直接支払交付金7,500円の廃止によるもののほか、今後、大きな要因となるものとして懸念されることは、米の生産調整の廃止に係る過剰作付による米価下落、それに関連しJAも含めた販売団体の販売能力の低下が挙げられますけれども、いずれも国策や米の販売に関することであり、町単独として直接的に対応することは大変難しいものと考えております。

ただし、国は、制度の見直しを実施しても転作作物等への交付金については、現在の対象となる作物等を継承しながら充実させていくとの情報もありますので、制度内容の詳細がわかり次第、農家の方々への情報発信をしていくとともに、今後、JAを初めとする農業関係機関と連携しまして、町内の地域特性も視野に入れながら国・県の各種事業を活用して、より有利な転作作物等の拡大や導入を支援してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 今回の制度改正につきましては、平成25年12月に計画が策定されております。25、26、27、28、29と5年間の期間に基づいて、30年度から新たな取り組みを行ってくださいというような国の大きなスキーム、制度設計でございます。当然、国は大きな枠組みをつくりますが、地域農業、つまり日本においては47都道府県でございますが、地域の特性があり、そしてその中に連なる市町村の特徴がございます。そのところを5年間かけて30年度に向けた改正に取り組んでくださいという今回の改正でございます。

先ほど、町長がお話しになった7,500円につきましても、26年度から1万5,000円から7,500円に半減されております。そして、30年度からはこれがゼロになると。そして、需給調整については、町長のお話にあったとおり、各地域が取り組んでくださいという内容。それとあわせて、補助金は支出しないから、市場に任せるからということで、戦略作物ということを国が定めております。そういったことも踏まえて、町が取り組まなければならないということであると思っております。

それで、需給調整につきましては、今までどおり国から補助金があつて地域が確

実に取り組んでいくということではございますが、先ほど答弁にございましたが、これから毎年8万トンずつ米の需要が減少していくとなっております。これらも考えて30年度から国の試算では需給が調整されれば大体60キログラム7,500円くらいじゃないかと算定されております。ということは、小規模農家の経営が大変厳しくなるということが当然想定されるわけでありまして。

それで、30年度からは米をつくることについては補助金を出さない、そのかわりに飼料米にシフトしなさいというメニューが定められているわけなんです。販売額プラス10アール当たり種類によって5万5,000円から10万5,000円が新たに交付されるわけです。これはもうとにかくかなり条件のいい補助金支出ということで、飼料米を作付する水稻農家がふえるということが当然考えられるわけでございます。

亘理町については、4ヘクタール以下の小規模農家が家族経営で大変な兼業農家でございます。これまで補助金があって経営収支が赤字でも何とかやってきたという状況でございまして、この経営基盤が弱体化していくのではないかと非常に懸念される、心配されるわけなのでございます。

今後、飼料用米等の転作取り組みに移行する場合は、農業者の方と情報交換した話の内容では、農業用機械などの資機材が大変不足すると。今まで米を収穫するためのものが今度は飼料用米になると当然1トン袋で収穫するし、それは1トンもする重さであるためにフォークリフトなどの資機材も当然必要になってくると。あと、圃場の問題もあると、こういったことについては、やっぱりいろいろな情報を広報誌に載せたといいますか、担当から発信してもらいたいということがあって、今回、質問しているわけでございますが、今後、そういった支援策というものについての考えがあるかどうかということにつきましてお聞き申し上げます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今の件につきましては、先ほども申し上げましたけれども、町内の特性も視野に入れて国・県の各種事業を活用しながら、より優位な転作作物の拡大や導入を支援していくということで申し上げましたが、そういった方向に持っていきたいと思っております。

それから、今、議員がおっしゃったように、特に水田の農業というのはつくって何ぼの世界であったわけです。これから売って何ぼの世界になるはずでございます。そういう面で、現在、1,200町歩の圃場整備をやっておりまして、亘理町の場合は、

整備としては97%ぐらい完了するわけです。それともう一つ、販売では、ご案内のように精米工場も誘致いたしました。そういう面では、これからの基本的な戦略が亶理町は整ってきたかなという考えも私は持っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 大筋では、私も取り組みについては理解しております。亶理町につきましては、これまでやっぱり地域農業、農協さん、生産者、あと業者が三位一体という形で取り組んできておまして、生産調整についてももうほぼ配分どおり守っていただいているという状況でございます。

亶理町は、これまで転作作物ということで振興作物、大豆を中心に産地形成しておりました。改正後は、大豆に対する助成金というのは10アール当たり3万5,000円と飼料米に比べて低く抑えられているわけなんです。どうしても収入が多い作物を転作していくと思われれます。今現在、大豆の転作組織が9組織ございます。ソバは3組織ございます。

それで、ソバの補助金が廃止されるのではないかという心配も農家の方は申しておまして、現在、ソバにつきましては地産地消ということから生協さんと連携いたしまして、年越しそばとして販売し、定着しつつあります。また、大豆につきましては、亶理町産の大豆については宮城しろめですか、大変高い評価を得ているという現状がございます。こういった生産体制というのは、これまで長い間先人がつくってきたものでございます。これが一転飼料米に取ってかわるといふ、皆さんご心配もしているわけです。どうもこちらのほうが収入が多くなるわけでございます。

こういったことにつきましても、やっぱり多くの時間を割いて農家の方々とコンセンサスを得ながら、あと1年ちょっとくらい、今後30年度まで取り組んでいかなければならないと当然考えるわけでございます。今後、生産体制等産地形成も含めた、できる範囲の戦略をどのように考えているのか、お願いしたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今の件につきまして、恐らく（2）の経営の問題にも入ってこようかと思っております。ですから、単に店舗化だけの目先だけでは、今回の場合の農政の転換には対応できないと思っております。先ほど申し上げましたように、つくって何ぼから、これから売って何ぼの世界になるわけですから、いかに販売していくかということに力点を置くべきだろうと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） この点の最後になりますけれども、30年度まで約1年半です。そして、秋になれば収穫が始まります。そして、年を越せばまた29年産米の作付が始まると。そして、翌年の30年には新たな農業制度改正のもとに作付が始まるわけです。時間的な余裕というのも5年間示されておりますから、ここで来年度に向けた予算措置も当然必要になってくると思うわけなんです、農家の皆さんについては今後どうなるかというのは大変不安を抱いております。報道情報並みの減反政策はなくなるということでございます。制度への理解推進を図るためには、調整組織等の立ち上げが必要じゃないかと考えられますが、この辺のお考えをお願いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたと思いますが、国の方針がなかなか見えづらいところもあるので、この辺を見きわめた中で進めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、（2）に入りたいと思います。

農地の有効活用と経営の効率化のため、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消及び後継者の育成、集落営農や法人化が急務となります。どのように推進していく考えなのか伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員のご質問にあります担い手への農地集積、耕作放棄地の解消、後継者の育成、集落営農や法人化につきましては、国の農林水産業・地域の活力創造プランの策定前から地域として問題意識を持っているところであり、以前から複数の議員の方々からもご質問いただいておりますので、その内容に即したご回答を申し上げたいと思います。

まず、後継者の育成の件でございますけれども、農業後継者の確保育成は、農業従事者の高齢化も伴いまして、亘理町だけでなく全国的な問題であります。まず、これからの農業を担っていく世代に農業という職業を選択してもらわなければなりません。

そのために、町では、農業の持つ重要性や魅力を伝えられるよう町内の小学校に

において、米、大豆、野菜、イチゴ、リンゴの農業体験学習を支援し、農業に興味を持ってもらいまして、将来の就農に向けたPR活動を実施しております。昨年度からは、国の地方創生事業を活用して、亘理高校と連携しまして亘理町いちごファームにおいてイチゴ栽培の実践的な体験事業を実施しております。

また、町内には農業後継者で組織している亘理町4Hクラブがありますので、その活動に対し支援しておりまして、なお現在も新規就農者に対しましては、要件が合えば国の事業の新規就農支援金事業を活用し、よりよい条件で就農できるよう勤めております。

さらには、吉田東部地区においては、畑地の担い手確保の対策として農業経営に意欲的な企業や農業生産法人等の誘致も実施しており、現在3社が試験栽培を実施中でございます。

次に、担い手への農地集積、耕作放棄地の解消の2点でございますけれども、亘理町においては担い手への農地集積はおおむね順調に進んでいるのではないかと考えております。むしろ、このまま貸し手の農家がふえますと、前段で述べましたが、農地の受け皿となる後継者の育成が重要課題になってくると考えております。また、耕作放棄地の解消についても、大区画圃場整備の実施に伴う担い手農家への集積により、よい方向に向かっており、農業後継者の確保育成や農業従事者の増加が耕作放棄地の解消の重要な解決策になると考えます。今後も、農業委員会及び担い手農家と情報を共有しながら担い手への農地集積、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。

続いて、集落営農や法人化の件でございますけれども、現在、全国的に国の補助金だけを目的に設立した農業法人が立ち行かなくなっている多くの事例が見受けられ、農業の法人化には、例えば、集落で地域の農地を守る、地域で後継者を育成するなどの確固たる経営理念的な意識が重要だと言われております。

亘理町では、農業後継者の育成も含めまして、経営理念等を確認しながら、さらには6次化などの企業的経営を取り入れた農業法人になれるよう、今後も意欲ある集落や担い手に対し、個人経営とのバランスも視野に入れ、機械の共同利用組織も含め組織化、法人化を推進してまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、第1次産業は亘理町の産業の基幹でありますので、今後も国の制度変更等に対応し、国・県等の各種事業を活用しながら農業関係機関と

連携して、今まで同様に担い手への農地集積、耕作放棄地の解消、後継者の育成、集落営農や法人化に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 今、ご答弁ございましたが、改正が30年度以降にドラスティックに大きく移り変わるという観点から、これまで亘理町における取り組みはそのとおりだと思います。今、全国で担い手に集積されている農地が全体の5割と言われてるんです。

それで、これを8割にふやし、そして担い手を9割にふやそうという目標を掲げております。現在、亘理町の担い手に集積されている出し手と受け手集積の実績、あと耕作放棄地の面積をもしわかれば教えていただければと思います。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地和彦君） 済みません、今、数字を持ち合わせていませんので後で回答させていただきます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それで、水田フル活用のためには耕作放棄地の解消、そして農地の有効活用というのはこれから本当に必要になるわけです。これは大変困難を伴うものだという事は当然でございますが、国はもう29年度から耕作放棄地の固定資産税を1.8倍に重く課すという予定でもあります。環境整備を整えろということなのでございますが、耕作放棄地を解消するというよりも現状をいかに増加させないかという取り組みが必要と考えるのであります。現状を現在どういう分析をなされているか、お尋ねいたします。耕作放棄地が今どれくらいあって、どういった現状なのか、まず亘理町の現状を。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地和彦君） 済みません、はっきりした数字ではないんですが、耕作放棄地が約32万平方メートルで、ことし分については今現在調査中です。それで、昨年の数字ですと27年度では26年度より若干解消されています。ですが、当然、山手がどうしても耕作放棄地ということになっていきますので、今、圃場整備もやっていますので、東側はそういうのは余りないと思うんですが、山手がちょっとどうしても畑の部分がそういう傾向にあります。

それで、農業委員会としては解消に向けて努力はしていますが、どうしても山手



のほうなので、もう現状は山に近くなっているということで、今後どうしたらいいか、今、検討中です。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 小規模農家の方の農地になっている山間の部分の圃場整備に係らない水田というのはどうしても耕作放棄地になりつつあるということだと思います。

それで、今後、小規模農家の水稲経営の継続性というのは非常に重要になってきます。先ほど、後継者並びに圃場整備が進むということの答弁がございましたが、どうしても小規模農家が小さな田畑とか区画整理に入らない土地をお持ちでございますので、これは農家の水田経営の継続性というのが本当に大事になってくるんじゃないかと、ここが継続しないとどうしても耕作放棄地がふえていくという現実が出てくると思います。

今後、水稲経営の方々がどうしても飼料米にシフトしてくるという大きな現実が出てきます。そういった場合、既存の転作組合を縮小させることなく、営農指導も含めて法人化を進めていかなければならないと思うのでございます。今後、その辺を専門に指導するような窓口並びに指導員などを設置するというのも1つの大きな町としての役割かなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員のまさにおっしゃるとおりだと思います。これからやっぱり資産としての農業と、経営面での農業というのは別に考えるべきだと思います。そういう面で、今、おっしゃるように、町として窓口を検討する価値があるかなと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 第1項目での最後の質問になります。

今までの説明、担い手問題はもう近々の重要な課題であるということは私も理解いたします。農林業センサスのデータでもわかるとおり、待ったなしの歯止めのかからない状況、そして大きな政策の大転換が30年度以降控えているということ。そして、あとは震災により離農者が多数いたということでございます。

こういったことから、ここで一旦、やっぱり大きな深呼吸をして、国の誘導施策ではあるわけなんですけれども、亘理町の農業者の意向とか営農等については実態調査等を行って、新たな亘理町としての農業施策に反映させていったらいいのでは

ないかと思いますが、この辺についてご答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変貴重なご意見として承っておきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員に申し上げます。

ここで一旦休憩いたしまして、再開後に残りの一般質問を行います。それでは、休憩いたします。

再開は1時15分といたします。休憩。

午後 0時12分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、午前に続きまして2番目に移りたいと思います。荒浜地区・吉田東部地区の定住化促進策についてです。

町は、復興計画に基づき発展期への事業を展開しています。また、第5次互理町総合発展計画並びに互理町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されておりますが、被災地区の定住促進は大変重要な課題であると考えます。このことについて質問いたします。

被災地区の定住化を促進するため、住環境の整備や移住誘導策、支援策をどのよう

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

ご質問の被災地区の定住化を促進するための住環境の整備につきましては、特に被災地区の定住化を促進する上で最重要と考えておりますのが、骨格道路網の形成促進を図ることと認識しております。現在、荒浜地区におきましては、避難道路である町道荒浜大通線、荒浜江下線について、完成に向け整備を進めており、さらに一般県道荒浜港今泉線についても、宮城県等の関係機関に早期完成に向けて積極的に働きかけているところでございます。

また、吉田東部地区におきましても、町道野地流線、橋本堀添線、さらには五十刈線等、この地区の骨格道路となりうる各避難道につきましても早期の完成、一日も早い供用開始に向けまして整備を推進しているところであります。また、以上のような骨格道路を補完する幹線町道等につきましてもあわせて整備を推進してまい

りたいと思っております。

移住誘導策としては、まずは亙理町を知っていただくのが重要な事項と捉え、交流人口の増加・拡大について亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも3本柱の1つに掲げております。

交流人口の増加・拡大に必要な不可欠な要素であります交通環境につきましては、国道6号を初めJR常磐線、隣接し民営化された仙台空港、そして常磐自動車道が昨年3月1日に全線開通、さらには今年3月に鳥の海スマートインターチェンジの供用が開始されるなど、充実した交通環境が整ってきていると思います。

それらの地域資源の有効活用を図りながら、先月開催いたしました「わたりふるさと夏まつり」や来月開催を予定しております「水産まつり」のような質の高いイベント等を実施して交流人口の増加を図り、この地、亙理を知って訪れていただき、そして亙理の魅力に触れて感じていただくことが大変重要であり、そこで生じる新しい人の流れを移住・定住促進へとつないでいくことが一連の施策と考えており、今後についても有効な施策を迅速に、そして重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、移住・定住促進の取り組みに関しましては、現在、宮城県で東京駅前と仙台駅前にみやぎ移住サポートセンターを開設し、首都圏からのU・J・Iターンの希望者からの相談など、移住のための各種支援を開始しておりまして、先月8月に担当者が東京のみやぎ移住サポートセンターに伺い、各施策の情報提供や意見交換などを実施しており、サポートセンターとの連携強化に努めているところでございます。

支援策といたしましては、災害公営住宅への入居促進はもとより、津波浸水区域での住居建築の際の盛り土及び基礎かさ上げ助成、さらには町民乗合バスさざんか号の運営につきましても継続して実施しております。

また、今後につきましては、町全体の人口増加促進や若年層の定住促進を見据え、持ち家の取得と新規の定住者への支援など、民間の住宅建築誘導も含め、多面的な住宅施策の支援についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 復興施策も含めたあらゆる施策を導入しているというご答弁だと思います。

今現在、被災地区の人口動態をちょっと調べさせていただきました。そうしますと、荒浜地区の人口については28年3月31日現在でございますが、2,171名、これは4,361名の震災前からもう半減している状況でございます。吉田地区が3,892名と、5,320名から27%減少しております。私がここで言いたいのは、心配な状況があると。それは荒浜小の児童が震災前の226名から今現在110名なんでございますが、平成25年3月に再校しております。そのとき、131名在校生がいたと。そこから現在21名が減少しているという状況でございます。荒浜中の生徒についても、これは震災前の145名から87名と、あと荒浜保育所の入所者数も震災前が67名から51名と、これは長瀬小も同じ傾向だということでございます。

施設は復興していますけれども、利用者の減少が地域としての今後の大きな課題となってくるということは申すまでもないと思います。この現状につきまして、町長はどのようにお感じなのか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在の数字については真摯に受けとめております。

ただ、ここで思い返していただきたいんですけれども、なぜ荒浜小学校を現地復旧したか。それから長瀬小学校、保育所、思い起こしていただきたいと思っておりますけれども、危険区域を設定し、その方々についてはいろいろとご意向を伺った中でのそれぞれの新しい生活ということです。荒浜地区にしても吉田東部地区にしましても、もとの地になるべくとどまっていたいただきたいという願いから、現在のような荒浜小学校現地、中学校も現地、保育所も同じ。それから、ご案内のように災害公営住宅も1つの案としては高屋近辺に案があったんですけれども、それではちょっと荒浜の再生のためにはということで現在のところ。さらには、防集の団地も現在の中野地区に。そういった経緯があるわけでございます。

それで、それらの施策はまず終わったということをお思い起こしていただきたいと。これはあくまでも今ご質問にありますように、もとのところに住んでいただくのが一番だろうということで、被災者も含めましての町民の皆さんの合意形成の中でのような政策を進めたと。

その結果、5年6カ月経過した中で、こういった1つの数字が出ているわけでございますけれども、やっぱり先ほど申し上げたとおり、これから避難道路もまだ道半ばではございますけれども、それから危険区域の土地利用も作業がこれから始ま

るところが大方でございますけれども、それらを見据えた中で今後進めていくというのが先ほど申し上げたようなことでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 亶理町の復興計画については、やっぱりふるさとを再生しようという心意気から現地再建を中心に再生、今復興しているという状況でございます。

それらの答弁の中にありました交流人口の拡大は、多くの人が来られることによって、安全・安心が醸成されるということから、これは定住化につながると私も理解いたしますが、どうしても間接的な施策にならざるを得ないという状況と。あとはやっぱり避難道路、かさ上げ道路も交通網の整備ということで当然利便性が図られるわけでありますから、ふるさとの再生については大きな社会基盤になるのではないかと思います。

定住化については、どうしても長期的な取り組みにならざるを得ません。亶理町は荒浜地区、吉田地区などの大きなハンデを背負っています。人の体でいえば瀕死の重体でありました。ICUから今やっと5年5カ月を過ぎて個別病棟に移って、特別な治療が必要なのではないかと思います。そのためにも、長期的な視野からできる限りの対策を傾注していかなければならないと思うわけなのでございます。

まず、浸水区域、浸水してかつて家があったところの住宅地です。それらに、例えば、誘導策といたしまして亶理町内からの移住者への住宅取得に対する一定の補助金という事業、あわせて町内からの子育て世代の転居者、そういった方たちに荒浜地区、吉田地区に傾斜したような施策を打っていくというのも1つの方策じゃないかと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） その政策につきましては、承知しております。先ほど申し上げたように、1つの検討事項ということでは当然入っているわけですが、すぐというわけには、まだ今のところはそこまでいっていませんけれども、検討は担当課でやっております。企画財政課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） いわゆる人口減少の抑制策については、近隣町村でいいますと角田市とか山元町で個別に直接補助金という形で住民の方にやっている制度があります。先ほどもご説明ありました角田市あるいは山元町に永住される方について、

例えば、角田市の例ですと角田市以外からの転入者で住宅の取得の際には補助の基本として40万円、それから子育て世代については補助金基本額20万円ということで補助金の制度がございます。角田市あるいは山元町については、今現在、人口減少が著しいということで、補助制度が制度化されていると思います。

ただ、亘理町においては、今現在、人口については減少というか横ばい、若干ふえているということで予測しておりまして、今後、こういった近隣町村の補助金の制度について、必要なことは必要であるんですけども、先ほど町長の答弁からもありましたように、どのような形が効果的かについては当然、町の財政的な面も考慮しなければいけませんので、その辺を加味して今後検討していきたいということで考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 定住化促進策につきましては、第5次総合発展計画、そして今現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されております。メニューを見ますと、亘理町全体を網羅したような施策となっております。

しかしながら、亘理町の中で移住したり転居したりする場合、どうしても環境を比較してしまいます。そうすれば、亘理地区と荒浜地区を比較した場合にどちらがいいかというのは、当然ながら利便性を考えて比較して、どちらに移るかということは当然考えますので、そういった被災地区に傾注したような施策がやはり一定期間長期的な戦略のもとに必要なものではないかと考えます。

また、荒浜地区の市街地ゾーン、被災による住宅用地が数多く売りに出されてしまいました。今、現状を見てまいりますときれいにしているところは結構あるんですけども、宅地の草が繁茂して管理が大変必要な状況であります。あと、防犯や景観上も大変よろしくないわけなんです。東側の公園緑地水産ゾーンです、危険区域の整備が進んでいくことで隣接する市街地ゾーンの環境整備のおくれが引き立ってしまうという状況にもなってしまいます。

また、被災住宅用地は、平成33年度分まで税制度の中で住宅用地とみなされまして、固定資産税の特例が適用されております。これが34年からは倍増してくるという現状も見えてくるわけなのでございます。この余剰宅地をどのように誘導して、人に住んでもらうかということを考えた場合、農地バンクならぬ宅地バンクとして土地所有者に情報提供して登録してもらって、情報を全国に発信して、宅地の流動

化を図って定住促進を促していくような方策もいいのかと思います。一長一短かなと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今言った宅地バンクの件ですけれども、隣接市町村でもやっているところもあるようでございまして、これも担当課で検討しております。課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これも同じく隣接市町ということで、角田市で宅地バンクをやっているようです。これについては、農林水産省で農地中間管理機構（農地集積バンク）ということでやっていますけれども、その宅地版ということで今現在、国土交通省でこれについて可能かどうか、実現性も含めて今精査しているという内容でお聞きしております。

亘理町につきましては、先ほど来からお話ししていますように、人口は急激に減っている状況ではございませんので、今後、国土交通省での農地バンクの宅地版が制度化されたときに、内容について、それらの結果を踏まえまして今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、最後になりますけれども、水田の環境整備、土地利用も含めてであります。藤平橋というかこみがございまして。そこに4ヘクタールほどの国有地がかかるわけなんです。町長の提案理由の中には、公有地を買い受ける段が整ったという説明がございました。用途は道路ということでございまして、道路以外の土地として多く取得するわけなのでございまして、この土地は大変利用価値の高い土地じゃないかと思っております。非常に高いポテンシャルを持つ土地ではないかと思っております。隣の鳥の海河口については風光明媚ということから町外から今多くの定住者が来たところでもありますし、かつては4階建てのホテルも立地していた場所ということで、そういった件から土地利用計画がもしあれば、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ここの土地につきましては、ご案内のように避難道路の取得に関連しての払い下げの交渉ということですが、現在、林野庁と雑種地として交渉

を進めているところであります。ただ、これが宅地としての活用になると、ここではなかなか難しいかなという認識はしておりますし、ただ、取得に当たりましては取得後の縛りがなるべくないようということでは交渉を進めていきたいなと思っております。

したがって、ここですぐ宅地利用とかなんとかという返答は控えさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 当然、今は町長の口からはこうするという考え方は難しいと思いますが、ぜひ町独力じゃなくてディベロッパー等を活用するとかという方策を考え、観光施設、もしくは複層階のマンションなどの宿泊施設、大変風光明媚ということ、わたり温泉島の海は佐勘さんという大手の観光業者がいらっしゃるということもありますので、将来の計画を密に行っていただきまして、いろいろな施策を打っていただけることを期待いたしまして、私の質問といたします。終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

次に、12番。大槻和弘議員、登壇。

〔12番 大槻和弘君 登壇〕

12番（大槻和弘君） 12番、大槻和弘でございます。

私から一般質問ということでさせていただきます。ちょっと風邪気味でして喉の調子が悪いので大変聞きづらいかと思えますけれども、よろしく願い申し上げます。

3問にわたって質問させていただきます。1つは被災者の医療費一部負担金・介護保険利用料免除の再開について、第1点です。それから、2つ目は震災を受けての耐震化について、これが2つ目。3つ目が住民要望の実現についてということで、この3つについて質問させていただきたいと思えます。

最初の質問でありますけれども、被災者の医療費一部負担金・介護保険利用料免除の再開について。

東日本大震災の被災者医療費一部負担金などの免除措置を再開してはどうか。中身については、国民健康保険医療費一部負担金、あるいは後期高齢者医療医療費一部負担金、介護保険利用料についてであります。よろしく願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。



町 長（齋藤 貞君） 東日本大震災による被災者に対する医療費一部負担金などの免除措置につきましては、3月定例会の一般質問でもご回答させていただいたとおりでございます。同じ医療保険制度におきまして、保険者間や被保険者間での公平性、平等性を保つ必要があることなどを総合的に判断させていただきまして、平成28年度においては継続しないことで決定させていただいたところですが、今後の被災者に対する医療費一部負担金などの免除措置の再開につきましては、同じ医療保険制度の1つである後期高齢者医療制度を管轄する宮城県後期高齢者医療広域連合がどのような判断を下すのか、また継続して実施している沿岸の市町村や近隣市町村の動向も踏まえた上で判断させていただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 今、保険者間の、あるいは被保険者間の公平性、平等性ということで3月の時点では、というお話でありました。これは公平性あるいは平等性ということを用いて、今置かれている沿岸部のところでは、一部負担金について免除再開をしているところがあるわけです。ところが互理の場合はしていない。これを考えると、後からアンケートなんかもお話をいたしますけれども、公平性という点では一部の市町村では免除されている。だけれども、一部の市町村では免除されていない。ここもまた1つの不公平があるのではないかと、不平等性があるのではないかと思うんですが、この辺についていかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃる点においては国保に加入することだと思いますけれども、国保についてはそれぞれ保険者別々、町村別になっておりますから、それぞれの財源の中での運営だと理解しています。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） ことしの4月以降、免除についてはやめたと、また継続しないということになったわけです。今、お話のとおり後期高齢者については全県でもうやっっていないという話になりますけれども、介護保険なり、あるいは国保分については免除しているというところもあるわけですが。この4月以降、互理町の場合、免除しなくなったという事実があるわけですが、これに関して町民の声というか町に対する何らかの声が寄せられたのではないかと、思うんですが、こういった声をつかんでいるのであれば教えていただきたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 私までは直接は来ていないので、もし担当課にこういう声があれば、担当課長。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 医療費の免除終了に伴う何かご意見がなかったかということですが、3月新聞等に記事が掲載されていたときには2件、3件ほど免除を継続してほしいという電話はあったように覚えております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そういう声が結構あるんじゃないかと、電話で来たのは2件か3件かと思うんですけれども。ことしの3月議会でも私は免除を継続すべきだということでこの場でお話をさせていただいていたんですけれども、ことしの2月、3月に、18の市町村議会の中で免除継続のために国と県に支援を求める意見書というものが採択されております。沿岸部もあるんですけれども、内陸部のところも18の市町村ぐらいで意見書が採択されているという事実があります。また、8月4日ですけれども、宮城県後期高齢者医療広域連合議会、被災者の医療費窓口負担金免除措置を国の全額負担で平成24年10月に訴求して実施する意見書というのを全会一致で可決したという事実がございます。

これまで、震災後は国の全額負担で実施されて、24年10月に8割引き下げられまして、宮城県では25年3月に打ち切りとなったんですが、対象者を絞ってということで復活実施されたわけです。後期高齢者医療保険については、先ほど言いましたけれども、25年3月で打ち切り、亘理町については後期高齢者だけじゃなくて打ち切りをしている状況もございます。

ただ、実際に国保も継続しているのは9市町あるわけで、中身を見ると気仙沼、石巻、東松島、塩釜、多賀城、名取、女川、松島、七ヶ宿ということで、ほとんど沿岸部です。ここでは津波被害のあったところが実際に継続していると。介護保険についても同じく9つの市町ですけれども、ここは女川が抜けて蔵王が入っているという格好にはなるんですが、いずれ沿岸部が非常に多いということがございます。

8月10日になりますけれども、宮城県の後期高齢者医療広域連合長の奥山仙台市長に対して被災者の医療費一部負担金免除再開の申し入れを後期高齢者医療広域連合議会の有志議員が行うということが新聞報道などで出ております。実際そうあつ

たわけですけれども。中身というのは、広域連合の基金が平成28年度末に62億円の基金となるというところから、基金の一部、最悪3億円を活用すれば、2割分の市町村の負担を軽減できるということで、これを活用して免除再開を求める申し入れをしたということになります。8割については国の特別調整交付金から出るということですから、それで2割ということです。

こういった動きに対して、亶理町というのはどのように考えるか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたと思いますけれども、近隣の市町村の動向を踏まえた上で判断させていただくということで、現在、すぐにこれについて再開することについては、正直躊躇させていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 交付金云々なりなんなり、動きを見ながらという格好ですけれども、ぜひとも、再開を求める声というのは結構あるわけですからお願いしたいと思うんです。

広域連合も運営連絡会議が来年の1月に開かれると聞いているんですけれども、連絡会議は広域連合長と副広域連合長と関係市町村の長をもって構成するとなっていますから、当然、亶理町もぜひという話になるわけですし、1月に開かれる連絡会議、亶理町ではどう臨んでいくのか。私としては一部負担金の免除をその中で求めていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 何度もお答えしていると思いますけれども、総合的に判断して対応していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） もう一つですけれども、国保の追加調整交付金。3月議会でちょっと私も話したんですけれども、12月ごろに国が判断するのではないかということが当時はあったわけです。それ以降、国の動向なり県の動向、そういったものをもしつかんでいるのであれば教えていただきたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課長より答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 国・県につきましては、一部負担金などについて、その後何も連絡等は来ていない状況です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今現在、動きがないということだと思います。いずれ動きが出てくるかと思うのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

被災者の医療介護の一部負担金免除打ち切りに関するはがきアンケートというのが5月にありました。これは東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターなど4団体が行ったものですが、21市町村でも仮設、それから災害公営住宅に1万7,000枚を配付した。そのアンケートの結果が中間報告という形で出されてまいりました。6月7日にアンケートの結果が新聞などにも中間報告ということで記者会見も行われたということがあります。このことについてはご存じでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） はい、伺っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 結果なんですけれども、回答数としては500ほどあるんですけれども、亘理町の配付された仮設なり、あるいは公営住宅で回答されたのが31ほどございます。

アンケートの中身になってはいますが、亘理町も含めて全体の中ですが、持病のある方ということで聞きますと、あるというのが95%。それから、健康不安があるかということに対しても96.6%の方があるということの中で回答しております。

また、受診中かということについては、87.7%の人が受診していると回答しているということです。受診していない方は12.1%の方がしていないということになっているんですが、受診しない理由については、1つは治療が不要だということで12.7%の方がそうになっています。それと、もう一つは経済的に大変だというのが80.3%、その他7%ということですが、経済的に大変だという方の内訳を見てみますと、仮設に住んでいらっしゃる78.6%の方がそういう答えをしております。また、災害公営住宅に住んでいる82%の方がそういうお答えをしている。仮設より

も災害公営住宅に住んでいる方のほうが3.4ポイントほど高くなっているということになります。

問題なのは、今後の受診なんですけれども、今後従来どおり受診するかどうかということなんですけれども、それについては従来どおりというお答えが66.7%とのことで、回数を減らしたいという方が19.3%いらっしゃいます。また、受診を中断したいという方は5.8%ということで、回数を減らす方と受診を中断するといった方を合わせると25.1%ほどにもなるわけです。4人に1人という格好になるんですけれども。これも内訳を見てみると、仮設が18.3%、それから災害公営住宅に住んでいらっしゃる方は29.4%ということです。これも同じように仮設より災害公営住宅に住んでいる方のほうが11.1ポイントほど高いという格好になります。

市町村により措置が異なったことについてという設問もあるんですけれども、これも納得するかどうかというと、納得する方は9.3%で、納得できないという方はもう90.7%ほどいるんです。先ほど言った理由もあるんですけれども。

こういったようなアンケート結果というのは出ているんですけれども、こういったことについてどうお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 経済的ということになりますと、国保だけでは解決できないと思います。

したがって、セーフティネットというのはそれぞれあるわけでございますし、当町にも民生委員さんを初め、いろいろ相談なさる方もいらっしゃいますし、特に経済的な面については別なセーフティネットもありますし、その辺もぜひお考えになったらどうかなと思いますし。私自身は、例えば介護保険の保険料にしましても、今度は受益者じゃない若い連中からも取らざるを得ないような状態になってきているのかなと認識しております。これはやっぱり、介護保険にしましても国保にしましても、制度としてはすばらしいものですから、健全運営というのは私の第一目標でございます。やっぱり、そういう視点からも当然考えていかないとだめかなと。減免だけが全てじゃないと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） アンケートの結果としては、やっぱり生活が大変だというのが一番大きいと思うんです。それと、先ほど言いましたけれども、国保とかなの場合ですけ

れども、公平性なり平等性というのと、やっぱりほかの市町村では免除されているのに、どうしてうちにはされていないんだという声が非常に大きいと。やっぱり、3月まで受けていた方というのはそういう意味では一部に限っての方ですから。要するに経済的な能力というのはなかなかない方だと私自身は考えていますし、当然、そういうことだと思うんです。そういうことからすると、やっぱりこういった方たちがこのままの現状でいいのか。

要するに、今までは仮設住宅で住宅の料金というのはかからなかったけれども、仮設から公営住宅に行ったことによって、今後住宅費がかかってくるわけです。そうすると、どうしても病院に行く機会は減らさざるを得ないとか、そういったことが出てくるのかなど。そういう不安というのは非常に大きいなと考えているところです。

先ほど、町長から回答ございましたけれども、ぜひとも再開を。広域連合の関係があると思うんですけれども、ぜひ広域連合がそういうことを踏み切れば、やはり亘理町としてもそこは踏み切っていただきたいというのが私の考えですので、ぜひともよろしく願い申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、アンケートの中に自由記載という欄がございまして、そちらの中で記載された中身について2つ3つほどちょっとご紹介だけして、この質問については終わりたいと思います。

1つは、40歳の女性で居住しているところは公営住宅とか仮設とかではないんですけれども、そこはちょっと書いてありませんけれども、そういった方です。この方の声としては、いろいろな持病を抱えていて手術を勧められているが、経済的に大変で悩んでいると。受けるべきかどうか、心身ともに疲れている。お腹が痛いとかその他ありますけれども、がん救急などに行くのをためらう、亘理町は死ねというのかという、ちょっとこれはきつい言葉で書いてはありますけれども、そういった思いがある人が1人います。

次に、56歳の女性の方です。これは災害公営住宅にお住みの方です。その方は、どうして市町村によって対応が違うのでしょうか。被災者は皆同じなのに、低所得者は生活するだけでも大変なのに何の希望も見えない状態です。医療費だけでも免除していただくと安心です。お願いいたします。そういったような記載がございました。

それともう1点だけ、これは92歳の方です。結構年の方なんですけれども。その方の記載は、岩沼市で独居老人でした。自宅が津波で解体となったため住むところがなく、亘理の娘夫婦のところでお世話になっています。年金の中から固定資産税初め各医療費やデイサービスの負担が大きいと自然と回数が減っています。また減免に戻していただきたい。5月30日に電話でも相談しました。いい方向になるように応援していますという声でありました。こういう方が、先ほど恐らく電話された方なのかななんて思います。

自由記載欄に31人の亘理町の方が答えているわけですが、30人近くの方が自由記載欄に載せているんです。余りアンケートで自由記載欄に載せるというのはそれほどないんですけれども、これはよほどの思いが詰まっているんだろうなと私自身は考えました。ぜひとも、先ほども言いましたけれども、再開に向けてご努力をお願いしたいということで、この質問については終わらせていただきます。

次の質問移りたいと思います。

震災を受けての耐震化についてということで、亘理町の耐震改修促進計画の耐震化率の目標として、平成32年度末までに住宅で95%、町所有建物で100%を目指しているが、どのように具体化するか。また、これまでの実績としてどのくらい向上したのか。これについて答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

亘理町耐震改修促進計画は、地震による建築物の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的といたしまして、既存建築物の耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に促進するために策定しているものであります。

現在の住宅の耐震化につきましては、町内の住宅総数1万520棟のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は約7,900棟となっておりますので、耐震化率は75%と出ております。

町では、平成32年度末までに目標としております住宅の耐震化率を95%まで引き上げるため、町のホームページや広報を活用し、耐震診断・耐震改修工事助成事業について町民の方々に周知を図ってきたところでありますが、例年、耐震改修工事助成事業につきましては、申請件数が3件程度となっている状況であります。

申請件数が少ない要因といたしましては、耐震診断助成事業につきましては延べ

床面積が200メートル平方以下、約60坪以下の場合は診断料が14万8,000円で、うち個人負担が8,300円と負担は小さいのですが、耐震改修工事助成事業につきましては延べ床面積により耐震改修に係る工事費にばらつきがあるものの、平均しますと約200万円はかかっておりまして、助成の満額55万円を受け取っても個人の負担額がこれだけ見ても145万円と大きくなるため、申請件数が少ないものと推測しております。

しかしながら、耐震改修工事に係る個人の負担が大きいことだけではなく、これまでの周知方法のみでは、町民の皆さんに対して十分に周知できていないこともあると考えておりますので、今年度からは各行政区への回覧等も利用しながら、より幅広く町民の方々に周知を図り、申請件数がふえる努力をしてみたいと考えております。

一方、町所有の建物につきましては、多くの町民の方々が利用する施設でありますので、平成32年度末までには全ての施設の耐震化を完了させるべく、計画的に耐震化を進めてまいります。

なお、防災上重要な避難所として指定されております21棟の建築物については既に100%の耐震化率となっております。先ほど、教育長が言いました学校なんかも全部終わっております。

続きまして、住宅につきましてもこれまでの実績ではありますが、耐震診断助成事業につきましては、平成16年度から行っており、平成27年度末までの累計で145件の助成を行っております。耐震改修工事助成事業につきましては、平成17年度から行っており、同じく平成27年度末までの累計で16件の助成となっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今の話を聞くと、町の建物についてはまず問題ないんだろうなということだと思います。ただ、やっぱり住宅の部分ですけども、耐震化率が75%ということで、平成32年までに95%が目標ということですけども、これだけ見ても20%くらい低いわけです。95%について75%ですから。やっぱり低いなという実感です。

耐震診断につきましては、今の話だと14万8,000円ぐらいかかって、個人負担は8,300円で済むと。だけれども、年に3件くらいしかないという格好です。

それから、耐震工事についても、今のお話ですと助成の満額で55万円ということ



だったと思うんですけども、これも件数的にはほとんど少ない、年に1件くらいということになっていると思います。

それで、私が合っているかどうかちょっとお聞きしたいんですけども、町の補助についてですけども、私が調べたところによると補助対象の90万円に対して、亶理町としては33.3%の助成ということで、90万円の33.3%だから30万円。それから、県も同じで90万円の対象費ということで、それも6分の1ということで15万円。合わせますと、耐震のみであれば30万円プラス15万円で45万円と。ただ、県の場合はリフォームもあわせてやるとすると、そこに先ほどの6分の1ではなくて、18分の5になるという格好で25万円になるということで、亶理町の30万円プラス25万円で55万円の補助が最高限度額と、これでよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 大槻議員のおっしゃるとおり、国・町がそれぞれ15万円、そして県費については、15万円にリフォームした場合にプラス10万円ということで、合計で55万円という形になっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ということなんですけれども、28年度の予算なんですけれども、これを見ると168万円が耐震診断という格好で、それから工事について165万円という格好の予算になっているので、これを単純にそういう形でやると、耐震診断については14万8,000円が費用ということで、そのうちの8,000円くらいが個人負担なので、14万円が168万円を割ると12件ということになるのかなと思うんです。そうすると、工事は耐震工事をやった場合は予算165万円で55万円の補助ということになると、これは3件ということで、この件数でよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今までの実績等を踏まえまして、そういった予算立てをさせていただきますということでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そういったことなんですけれども、どう考えてもやっぱり、特に工事なんか3件しか見ていないという格好になります。亶理町耐震改修促進計画の中をみますと、確かに工事費として1件ぐらいしかなくなっているんです。少ないと。毎年このくらいだからこの額でいいんだなという形で進められているのではな

いかなと私は思うんです。

そうではなくて、ここはもう95%にしなくちゃならないんだから、そのためにどうやって上げたらいいかということをするべきだと思うんです。そういった意味からいうと、さっき言った回覧板を回してやるという、それだけでいいのかなということがあると思うんです。やっぱり周知徹底をもう少しすべきだし、行政区の総会なんかあると思うんですけれども、ああいう総会のとくに健康診断のやつなんかは町から来てお話なんかしていますよね。ああいう総会の場というのは全員がそうやって集まる場所なので、出席率も結構いいと思うんです。そういう場に町が行って説明してくるとか、そういった努力も必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 総会の場で説明するというのも1つの対策となると思いますが、いろいろな有効策ができるよう、今後、努力してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そして、次の質問ですけれども、住宅の耐震診断、それから耐震改修工事の補助事業の実績が少ないんですけれども、促進をどうするのか。また、耐震シェルターあるいは防災ベッド設置補助金制度というのもあるんですが、そういうものを導入してはどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどの回答と重複すると思うんですけれども、耐震診断・耐震改修工事助成事業への町民への周知につきましては、町のホームページ及び広報により行って来たところでありますけれども、申請件数が少ないこともありますので、今年度からは各行政区への回覧等も利用する。それからまた、今、いろいろな提言をいただきました。その辺も考慮した中で町民の皆さんへの周知を行いたいと思っております。当事業の利用促進は、どうしてもやっぱり図っていかざるを得ないので、一生懸命図っていきたいなと思っております。

続いて、耐震シェルター、防災ベッド関係についてでございますけれども、本町においては地震に対する十分な安全性を確保するため、住宅の耐震改修を重点に進めているところであります。

ご質問の耐震シェルターにつきましては、大規模な地震による倒壊から身を守り

安心して生活していただくため、住宅の一部屋、居間や寝室になろうかと思えますけれども、フレーム等を設置することによりまして安全な空間をつくるというものであります。また、防災ベッドにつきましては、ベッド上部等にフレームを設置することにより安心して就寝していただくものでございます。

シェルターの場所にいるときの安全は当然確保されるわけですがけれども、他の部屋にいる場合などの安全を確保するには、第一にやっぱり住宅耐震診断・耐震改修と考えるので、町民の方々への周知と助成制度利用の促進を図りまして、今後とも安心なまちづくりに進みたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 耐震診断なんですけれども、私も平成23年に耐震診断ということで受けたんです。ちょうど震災の年だったんですが。私の場合には、受けたときに計画というか設計をしてもらう形になるんですけれども、どう改修したらいいかというお金が228万円ほどかかるという格好で出されたんです。実際にそれで改修しようと思ったんですが、当時は震災が終わった後で資材高騰がすごかったもので、大工さんを捕まえるのもなかなか難しいという状態の中で、どうしても断念せざるを得なかった。一応、見積もりを出してもらいましたけれども、これは耐震診断のときに228万円だったんですが、実際の大工さんに話を聞いてみると、この金額じゃちょっとできないと言われたんです。資材高騰の問題もあると思うんですけれども。それで結局、私の場合は断念せざるを得なかったということがあるんです。

それで、今から95%に向けてやる場合でも、同じように、今度はオリンピックもあるわけです。オリンピックの資材高騰ということもあると思うんです。そういった意味からすると、現在、先ほど言った亘理町の工事費の補助率33.3%だけではやはり足りないのではないのかと。ここは上げてもいいんじゃないという考え方もあると思うんです。

亘理町以外はどうかということ、例えば、人口とか財政規模の同じ利府あたりの場合だったら50%なんです。あるいは丸森もそうですし、田尻とか三本木、あと近隣の市では岩沼市も補助率が50%なんです。こういった努力なんかしてもいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 財政的なこともあるので慎重に検討していきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） それでは、もう一つですけれども、8月23日の河北新報に出ていましたけれども、耐震化の補助を30万円引き上げると、これは国の考え方ですけれども、上乘せしたいという記事が載っていました。国土交通省です。国も同じように95%を目指していますから、そのためにやはり30万円上乘せして引き上げていきたいという考え方があるようです。

ただし、ここに書いてあるのは、新たな上乘せ分は住民への耐震化啓発活動などに熱心な市町村に限るということで認めるということになっているようです。このことについて、県や国から何かあったでしょうか。現在どうなっているか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件について、現在、事務レベルで検討中だと思うので、課長より答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 現在、そういった情動的なことは来ていません。具体的に今後どう進めるかというのはまだはっきり示されておりませんが、やはり国の動向とかがそういった形になっていけば、ルールという形にも考えられますので、町もそのように進めざるを得ないのかなと今のところは思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） ぜひとも、30万円の上乗せ分についても決まれば、町民の方にやっぱりそこのところもアピールしていただいて、引き上げていくという努力はしていただきたいと考えております。

それから、先ほどシェルター問題を私は提案いたしましたけれども、近隣の動向を見ながらという格好で。否定はされていないようですけれども、恐らくそういった考えも当然お持ちなんだなと思っております。これは本当に非常に有効な対策だと思うんです。現実問題として、耐震診断を受けて耐震化するといった場合には、先ほど言ったように200万円くらいのお金がかかるわけです。そうすると、実際の高齢者世帯とか介護が必要な世帯とか、そういう世帯で実際にやれるかという、なかなか難しい面がやっぱり出てくると思うんです。お金の問題はやっぱり難しい。

そういったところについては、シェルター。とりあえず、例えば4部屋が家にあるという中の1部屋だけをシェルターにしてしまって、ほかは潰れてもその部屋

だけは生き残るという格好ですから、そうするとそこの中にとりあえず行けば助かると。あとは、内閣府が出している指針があるんですけども、そこの中で待っていれば、潰れても助けに来てくれるということがあると思うんです。それは補助を出すわけですから、どこの家庭にシェルターをつくったかというのを町で把握できるということですから、そこのお宅については、次の日なりなんなり、潰れていたとしても、ここの家に確かシェルターがあるはずだなというところには助けに行けるという情報もつかめるわけで、そういった利用の仕方も非常に大きいと思うので、ぜひともそういうものをつくっていただきたいなと思っております。

また、宮城県沖地震も含めて、実際には今後、宮城県沖地震が東日本大震災で終わったかどうかというのはわからないわけで、実際はあるかもしれない、あるいは余震がまだあるかもしれないという状況ですから、やっぱりこういったものを、特に介護をなされている家の方とかはベッドのところだけ囲むというのもありますから、そこだけは助かるということになります。そういったことをぜひとも考えて採用していただきたいなと思います。

次に、最後の質問になります。

住民要望の実現についてということで、震災後、各区長を通じての町への住民要望が再開されましたが、どのくらいあるのか。あるいは要望に対応することで町政への活性化につながると思うんですが、どのくらい事業化されているのか、答弁願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 東日本大震災発災以前まで実施してまいりました町と行政区との対話の場となる町政懇談会につきましては、震災の影響から中断していたところなんですけれども、本年の1月に震災以降、初めて再開させていただきました。

町政懇談会を再開するに当たりましては、震災前とは状況が大きく変化している行政区もあることから、行政区長に各区の要望をもう一度取りまとめていただきました。町といたしましても、改めて各行政区の現状を把握することができたところでもあります。

本年1月に再開した町政懇談会におきましては、67行政区全体で252件でございます。地区別に申し上げますと、亘理地区が91件、吉田地区が68件、荒浜地区が31件、そして逢隈地区が62件の要望が提出されております。これらの要望に対しまし

て全て現地確認等を行い、町の対応や考え方について各行政区へ回答させていただきました。

平成28年度におきましても、既に各行政区から今年度の要望を提出していただいておりますが、全行政区で合計207件の要望となっている状況であります。現在、各課において現地確認などを行いまして、各行政区への回答のため、取りまとめ作業を行っているところでございます。

要望事業の進捗状況につきましては、平成27年度の町政懇談会がことしの1月末に実施したばかりであることなどから、平成27年度で要望いただきました分については、既に完成または着手済み、国・県など他団体で実施するもので、要望としてそちらに引き継いだものも含めまして、現時点では33%の進捗となっている状況であります。

今後におきましては、10月末に開催を予定している今年度の町政懇談会に向けて、これまで要望された事業についての回答と、時間を要するものにつきましては、その実施予定時期等についても各行政区にお知らせするため、現在、取りまとめを行っている状況であります。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 当然、要望については都市建設課が多いだろうなと想定はされるんですけども、都市建設課を含めて復興工事が今まで進められていると思うんですけども、復興工事との絡みが一応落ち着いたので要望については今後対応できるという形だと思うんですけども、復興工事との関係からするとどうなんですか。まだ引きずるところがあるというか、その辺ちょっとわかりますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 復興工事ということで、避難道路5本についてはまだ半分くらいしか進捗していなくて、実際、32年度の最終年度に向けてそういったことを計画的に今実施してございます。

要望関係は、各行政区内での改善的なことがほとんどでございます。側溝、舗装、それから安全施設です。その中で、やはり緊急性とかそういったものを考慮しまして、対応できるものから実施していつているという状況で、それなりに職員も復興関係の事業の合間を見ながら対応しているという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） わかりました。33%くらいの進捗という格好で先ほど言われたと思うんですけども、67の行政区があるという格好で、その中で各5件ぐらいずつ出してくるという格好になると思うんです。それからすると33%というのはどのくらいになるかはちょっとあれなんですけれども、一行政区当たり5件中の1件とか2件とか、平均的にはならないというのはわかるんですけども、そのくらいの数字になるんですか、これは。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 全体的な要望件数は252件でございますので、各行政区1件ということでは、議員の申されるように完了したとか着手したが入らない行政区も状況によってはあります。

先ほどの都市建設課長の答弁の中の関係ですけれども、内容的には道路の舗装とか側溝整備とかということで、都市建設課担当の部分が70%近くでございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） やはり、都市建設課がかなり多いというのでわかりました。

今、聞いたのは、やっぱり5件ほど各行政区から出てはいるんですけども、全然使わないとなると、緊急性なりなんなりあるので、各行政区に必ず1件あるとかという話にはならないんですけども、結局、区長なりなんなりが一生懸命要望を聞いて町に提出しているわけですから、そういったものが全然通らないというのは、区長そのもののやる気の問題にもつながってくるのかなというのは、冗談じゃなくてそういうこともやはりあるわけです、実際問題。そういったことをやはりちょっと考慮していただきたいと思うんですが、関連しますので次の質問です。

要望がなかなか通らないという町民の声を聞くんですが、各区長との懇談の場をふやすなどの対応と、要望に対する回答も丁寧な説明をすべきではないかと思うんですが、ご答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 提出いただきました要望につきましては、先ほど課長から申し上げたように、道路の新設改良、舗装、側溝整備といったハード事業がほとんどであります。平成27年度に提出された252件の要望につきましても、その中の85%がこのようなハードの整備関係でありました。

ご質問の要望がなかなか通らないとの声を聞くということでもありますけれども、要望された事業の整備を進めていくためには、当然ながら予算が伴いますが、要望された全ての事業をすぐに事業化し対応することは、限られた亙理町の一般財源の中では大変難しいということをまず申し述べておきたいと思えます。

そういったことから、要望されたものであってもその必要性、緊急性、安全性などを十分に考慮させていただいた上で、優先順位に基づいた年次計画により事業を進めざるを得ないこと、さらには要望される事業の中には用地買収等を伴うものもあり、地権者など地元との合意形成や他の機関との調整に時間を要するものがあることも同時にご理解いただきたいと思います。

また、各区長との懇談の場をふやし丁寧な説明とのことをございますけれども、要望に対する回答につきましては、懇談会だけで終わることではなくて、質問などがあれば直接担当課に問い合わせいただきまして、その都度、親切丁寧に内容を説明させていただくなどして対応しております。町政懇談会の要望以外につきましても、緊急のもの、あるいは簡易的なものについては各行政区長の相談を各課において受けて対応しております。職員は大変丁寧に誠意を持って対応しているということを申し添えさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 丁寧な対応だということなんですけれども、私が言っていた丁寧な説明というのは、回答の中身として、やるのかやらないのか明確にならないようなところがあって、先ほど言った、例えばスパンの長いものとかがあるわけです。ことしにできなくて、例えば5年後になったらできるとか2年後だったらできるというようなことがあると思います。かつての回答というのは、そういう回答をしていた時期があるわけです。これは5年後までにはやりたいですと。丁寧な説明というのは、そういったことを回答として出していただきたい。そういうことを言っているんですけれども、回答願います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 議員の申されるとおり、前回のときにはそこまで詳しく回答しなかったんですけれども、今回についてはある程度めどのある部分についてはいつごろまでということに回答する予定にはしています。

ただ、明確に全ての事業に対していつやるという回答はちょっと難しいと思いま



すので、必要性の高いものについては、一応、めど的にいつごろという内容で回答したいということで今回考えてございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そのこのところがやっぱり丁寧にすべきところだと思うので、そういったことでお願いしたいと思います。

それから、町だけで解決できない問題も当然あるわけです。例えば、県に対するもの、あるいは国に対する、あるいはJRに対するものとかあるわけです。そういったものは長いスパンでやらざるを得ないということですから、これもある一定の時期に報告を、やっぱり今この時点まで来ているんですよという報告をしていただきたいなと思います。できないものはしょうがないですけども、できる範囲でやっぱりそこはしていただきたいなと思います。

時間もないからあれですけども、ハード的な要望だけでなく、あとはもういろいろな住民の要望なり、あるいは町長の考え方を聞きたいなんていう話もあるんです。そういったときには、今現在だと区長を通じての要望等があるわけですけども、それ以外に直接、町長との懇談の場があるとか、あるいは町長への手紙を出す制度があるとか、あるいはメールなどを届けるというやり方があるとか、そういったやり方というのでできるのであれば、さらに活性化につながるのではないのかなと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 前に、町長と語る日というのを設けたんですけども、震災で中断しています。震災から5年6カ月たとうとしていますけれども、その間で今後について検討してみたいなとは思っています。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今の町長の答弁について補足させていただきますけれども、現在の企画財政課で町長への直通便ということで、町民からの意見をお寄せいただくということで、継続してやっております。

あと、要望会については、もちろん町長、副町長も出席しておりまして、区長からの生の声をお聞きしているということで対応させていただいております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そういったことも含めて、PRも含めて、ぜひともやっていただきたいなと思います。

以上で、私からについては終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は2時35分とします。休憩。

午後 2時24分 休憩

午後 2時32分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番。鞠子幸則議員、登壇。

〔11番 鞠子幸則君 登壇〕

11番（鞠子幸則君） 11番、鞠子幸則です。最後であります。

なるべく簡便にやりますので、答弁も簡便にお願いいたします。

私は、復興計画について、あと介護保険について、子ども医療費助成について、順次質問いたしますのでよろしくをお願いいたします。

初めに、震災復興計画についてでありますけれども、3点あります。

第1点目、次の事業を今後どのように進めるのか。

- ①防潮林整備事業（吉田浜地区）。
- ②主要交通施設の渋滞緩和対策事業（県道塩釜亘理線）。
- ③避難誘導標識の整備。
- ④土地区画整理事業。
- ⑤定住促進宅地造成事業（下郡南地区）。
- ⑥新マラソンコース設定事業。
- ⑦介護予防拠点施設建設事業。
- ⑧ゆうゆう作業所改築工事。

最後に、⑨亘理インターチェンジ周辺工場集積事業。

この9つは、2015年10月1日現在の中で、大震災復興支援特別委員会に提示された資料に基づいて、未着手、まだ着手していない事業などを挙げたものであります。

答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ご質問ありました①から⑨につきまして一括答弁したいと思います。

①の現在、防潮林整備事業につきましては、国有林、県有林、町有林の盛り土事業及び植栽事業を林野庁において一括で実施しております。計画では、盛り土事業が平成29年度、植樹事業は平成32年度の事業完了予定であります。

また、宮城県では、県内沿岸部の植栽事業の早期完了を目指し、盛り土事業を完了した箇所より、民間及びNPOなど多様な主体と連携し、宮城県、各市町、各実施主体と協定を結び植栽事業を進めることとし、亘理町内でもこれまで地元のNPOグリーンベルトプロジェクトや農業団体などによる植樹が実施され、今年度は、10月1日に開催するイオン環境財団との植樹により、早期事業完了を目指せると思っています。

②の主要交通施設の渋滞緩和対策事業（県道塩釜亘理線）につきましては、沿岸からの避難を含め、スムーズな交通対策が必要であります。震災復興計画策定後、荒浜大通線整備事業が採択され、悠里道路に連動することにより、県道塩釜亘理線の渋滞緩和につながるものと考えております。

また、主要地方道県道塩釜亘理線につきましては、交差点等における右折レーン設置を宮城県に引き続き要望してまいりたいと思っております。

③の避難誘導標識の整備につきましては、現在、事業着手しております各避難道路の事業完了にあわせ、避難所、広場、浸水区域外への誘導標識を設置してまいりたいと考えております。

④の土地区画整理事業につきましては、復興計画では、住宅再建の1つとして移転を促進する区域である旧五丁目、旧築港地区を対象に土地区画整理事業を計画しておりましたが、住民の方々への個別面談及び説明会を踏まえ、住宅再建方法を見直し、防災集団移転促進事業の活用により住宅再建を図りましたので、当初計画地内での土地区画整理事業の予定はございません。

⑤の定住促進宅地造成事業（下郡南地区）につきましては、浸水区域の世帯や新たに住宅再建を図る世帯を対象に、町において宅地造成・分譲を予定しておりましたが、多くの被災世帯が住宅再建を行っておりますので、町において被災世帯を対象とした定住促進宅地造成事業の予定はございません。

⑥の新マラソンコース設定事業につきましては、震災前から行われておりました高校駅伝や鳥の海マラソンを念頭に、土地利用計画にあわせ、町内における新たな

マラソンコースを計画しておりましたが、現在、復興事業が進められており、新たなマラソンコース設定にはまだ時間を要する見込みであります。引き続き検討させていただきたいと思っております。

⑦の介護予防拠点施設建設事業につきましては、介護予防エリアとして健康推進ホール等を保健福祉センター内に組み込み、新庁舎建設と一体的に、平成31年度までの事業完了を予定しております。

⑧のゆうゆう作業所につきましては、震災により建物が罹災し、平成23年7月から町内の空き店舗を借用し運営しております。

ゆうゆう作業所の改築工事につきましては、現地復旧ではなく公共ゾーンへの移転・改築での計画を進めており、現在、運営等に関して指定管理先であります亘理町社会福祉協議会と協議をしております。

協議では、施設の改築とあわせ、社会参加型の新たな作業内容の導入等を検討しており、利用者の方々がやりがいを持って取り組める作業を導入していくことなど、今後も引き続き協議してまいりたいと思います。

⑨の亘理インターチェンジ周辺工場集積事業につきましては、国土利用計画及び第4次亘理町総合発展計画に基づき、県内外の企業を浸水区域外に集積を図る計画でしたが、現時点では造成が完了した亘理中央地区工業団地の早期売却を優先して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 何点かお伺いいたします。

②の主要交通施設の渋滞緩和、先ほど町長は塩釜亘理線の交差点などの右折レーンの設置などを要望していると言いましたけれども、ここはどこ場所ですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課長から答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては神宮寺高屋線、いわゆる高屋小学校の前の道路ですけれども、そこと県道との交差部の右折レーンの取り付けになります。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） わかりました。

⑤の定住促進宅地造成事業ですけれども、これについては、震災後、長瀬浜の新海岸地区の有志の皆様が町に要望して、下郡南に定住促進宅地造成事業が行われる震災復興計画があるので、それを利用したいと要望された経緯があると思うんです。先ほどは、被災世帯などを対象にした事業はないという答弁をされましたけれども、いわゆる震災復興実施計画、これは28年度から30年度で3カ年計画のものですが、18ページには定住促進宅地造成事業ということで全体の工事費は13億3,200万円で、目的としては被災地以外に土地を求める方を対象とした宅地造成ということで、29年には委託費として1億6,200万円、30年には用地費として4億3,000万円が計上されておりますけれども、この関係はどう理解すればいいんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたと思うんですけれども、現時点では被災された方々の住宅の再建はほぼ進んでいるんじゃないかなと考えております。

したがって、当初、被災した方々の住宅の宅地確保ということで町では計画したんですけれども、現在は防集その他で済んでいるものですから、下郡地区につきましては、現在は町で主体的にやるということは考えておりません。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 町で主体的にやらないとなっておりますけれども、18ページにはこうなっております。それはどう理解すればいいんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 土地区画整理事業等については、いわゆる組合の設立ということで、地権者の方々、いわゆる受益者が組合を設立して土地区画整理事業を金融機関からの融資等を受けましてする事業です。

それで、実施計画に事業費をあくまでも概算で登載しておりますが、これも先ほど町長が申し上げましたように、今の時点でニーズはないんですけれども、今後、需要と供給ということで、土地の出し手と受け手のバランスがとれた際について、区画整理事業をいつ行ってもいいようにということで、実施計画の中では概算事業費ということで登載をしております。

よって今後、区画整理事業の組合が設立された場合については、何年度からとい

うのは具体的に実施計画に登載するようになると思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 8番目のゆうゆう作業所改築事業は、公共ゾーンに移転してつくるということなので、その中で運営などを指定管理者である社会福祉協議会と協議しているという答弁をされましたけれども、運営などという中には、社会福祉協議会が指定管理者をしないということも含めてなんですか。これはどこら辺まで答弁できますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ゆうゆう作業所を公共ゾーンの中に移転・改築する計画で進めているということで、現在は社会福祉協議会に運営をお願いしているという状況があるものですから、今後に向けて社会福祉協議会と協議をしているという段階でございまして、その時点になりまして指定管理を社会福祉協議会に委託するということが視野に入れながら協議を行っているという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） （1）の最後の質問ですけれども、復興計画の3ページに計画の進行管理ということがあって、計画は社会経済情勢の変化や復興の状況がある程度必要に応じて見直すということで、必要に応じて見直すというのは、3年ローリングの実施計画に反映されると考えていいですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） そのとおりでありまして、復興期から発展期までおよそ10年経過しますので、やっぱり時間の推移等を考えますと、当然、事業の見直し等が出てくるわけでありまして、それについては今後、実施計画の中で反映していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） じゃあ、（2）に移ります。

計画の進捗状況について、震災復興本部、これは町長が本部長の組織です。ここでどのような評価をしているのか。また、町民の代表者の皆さんが参加している震災復興推進会議でどのような意見が出たのか、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 計画の進捗状況につきましては、平成27年度末現在、143の事業のうち事業着手が96%、完了が70%となっております。東日本大震災からの復興はまだ道半ばではございますけれども、おおむね計画どおりに推移しているのではないかなと考えております。

復興推進会議では、仮設住宅の入居状況や、現在、実施している事業の早期完成、にぎわいの創出、移転元地の土地利用、復興のあゆみの作成などの意見がございました。

これらの意見を踏まえまして、今後とも復興事業の加速化を図っていきたく思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 第1番目の質問する冒頭に言えばよかったですけれども、5年が経過していますので、今までの復興計画の進捗状況がどうなっているのか、そして今後、どういう教訓を引き出すか、そういう観点で質問しております。

私は、客観的に見ると、まず仮設住宅の建設が5月から始まって災害公営住宅も早急に完成し、そして防災集団移転促進事業も完了し、いちご団地については東北一大きいいちご団地が造成され、そして大規模圃場整備が行われ、そして仮設店舗が完成し、今は解体していると。きずなぽーとわたり、水産加工流通施設も誘致を行っている。そして、わたり温泉鳥の海については再開し、民間に賃貸する方向で進んでいるということであります。そして、あれは23年6月ごろでしたか、瓦れきの撤去が急速に進みました。県内でも瓦れきの撤去については早いほうだったと思います。

そういう客観的な情勢を見ますと、後でも言いますけれども、町民の皆さんの暮らしとなりわいの再建が大きく進んだと評価していいと思うんです、客観的に見て。やっぱり、それは前町長及び町長が町のトップとして、始めたときにボタンのかけ違えをすると大変なことになるので、正確な判断を行い、そして派遣職員の皆さんを初めとする町職員の奮闘、そして何よりも町民の皆さんの協力によってここまで進んだと私は客観的に見て思っておりますけれども、そこはどうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 何かちょっとこそばゆいというか、お褒めの言葉みたいなので大変

あれなんですけれども、これも全て今まで町民の方々皆さんのお力の結果だと思えます。

ただ、先ほど言いましたとおりまだ道半ばでございますから、決して緩めることなく今後も進めていきたいと、みんなで一緒になって進めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） （3）に移ります。

復興計画の終わる最終年である2020年度までに、どのような事業を重視して行うのか、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今後は、ハード事業からソフト事業に移っていくと思われませんが、引き続き被災者の方々の早期再建と主要事業の早期完了に力を入れていきたいと思えます。特に、住民ニーズの高い道路整備5事業や宮城県施工の農山漁村地域復興基盤総合整備事業、いわゆる農地整備事業につきまして、特に吉田東部2期地区のほか、荒浜地区の陸上競技場、野球場、B&G海洋センター艇庫といった災害復旧事業、さらにはフィッシャリーナ整備事業等のスピードアップを図っていききたいと思えます。

あわせて、他被災市町同様、防災集団移転促進事業における移転元地（買取宅地）の有効活用についても取り組んでまいりたいと思えます。

中でも、大きな事業用地が必要なパークゴルフ場整備や、民間が実施するメガソーラー施設及び水産加工施設など早期に事業が完了できるよう、今後とも強く働きかけていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 先ほど、大槻議員からも被災者の皆さんの生の声を紹介していただきましたけれども、やっぱり被災者の皆さんの暮らしとなりわい、なりわいのトップには農業、水産業、商業ですね。なりわいの再建は何よりも大事だと思うんです。やっぱり、町が立派になっても被災者が再建できなければ何にもならないんです。被災者の暮らしとなりわいを再建すると。そして、被災者が自立できるまで、最後まで寄り添うという基本的なスタンスが非常に大事だと思うんですけれども、その点だけ答弁をお願いいたします。



議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど、大槻議員の質問がありまして、甚だ格好のいいお答えはできませんでしたが、先ほど申し上げたようにソフト面といいますか、現在は被災者支援課あるいは福祉課、そしてまた健康推進課等々の関係課、さらに外部団体であります社会福祉協議会等と連携しまして、特にソフト面について当互理町は、我々職員の方々は本当に一生懸命対応してくれているなと思っております。今後ともこの姿勢については持っていきたいなと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） それでは、2つ目に入ります。介護保険について2点であります。

まずは1点目、介護予防・日常生活支援総合事業について、①要支援者、二次予防対象者、一般高齢者へのサービスを低下させない、そして②地域包括支援センターを充実させることを踏まえて行ってはどうかであります。ご答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、町が中心となりまして地域の実情に応じまして、住民等が参画し多様なサービスを充実させることによりまして地域の支え合いの体制づくりを推進して、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援体制を可能とすることを目指して創設された新たな枠組みの事業であり、本町におきましては平成29年4月より総合事業を開始する予定で準備を進めております。

総合事業では、これまで介護保険で要支援1・2と認定された方の予防訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスと予防通所介護、いわゆるデイサービスが介護予防給付から外れ、町で実施する介護予防・日常生活支援総合事業へと移行することとなりますが、従来より利用されている要支援者の方は、これまでどおりの訪問型サービスと通所型サービスが継続して利用できるよう、調整を図ってまいりたいと思っております。

また、これまでの介護予防事業の中にありました1次予防事業、2次予防事業、いわゆる要支援者となる可能性が高い高齢者に対する事業でございますけれども、その枠組みがなくなり、全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業へと移行することとなります。一般介護予防事業につきましては、これまで取り組んでおります

介護予防事業や認知症予防事業を引き続き継続することに加えまして、事業内容の充実を図る等、サービスの量、質ともに低下させないよう取り組んでまいりたいと思います。

また、地域包括支援センターは、介護予防・日常生活支援総合事業を効果的かつ効率的に運営していく中心的組織となります。今後、地域包括支援センター運営協議会の委員の皆さん等のご意見をいただき、高齢者の方々が自立した生活を継続できるよう地域包括支援センターのさらなる充実を図ってまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今、ひとつ大事な答弁ですけれども、サービスの量、質をともに低下させないという答弁であります。極めて重要であります。

それで、総合事業の一番の問題というのは、財源なんです。総合事業の上限が設けられていて、考え方としては今までの要支援者サービスに対する給付費は、毎年、5～6%伸びているんです。これを75歳以上の後期高齢者医療の人口の伸び率である3%、4%に抑えると、上限を設けるとというのが国の考え方なんですけれども、そういう中でもサービスは低下させないという方法でやるということでもいいわけですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたんですけれども、いわゆる国保にしましてもそうなんですけれども、介護保険制度は非常に制度的には我々にとってはすばらしいものであります。ですから、これをしっかり運営していくというのは大変だと思います。そういう今の考え方も、これがなかなか大変だということで介護料も若い人からも徴収するような形にならざるを得ないと、いわゆる財政的な負担が一番だと思います。そういう面で、当然、私としても町の負担がふえるなという覚悟はしております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） もう1点、今は要支援の方、介護保険を受けられるのはご存じだとは思いますが、ケアマネージャーがケアプランをつくって、認定審査会で介護保険の段階を決めてサービスを受けるとなります。これは原則であります。

今後、いわゆるチェックリストをつくって、こういう原則を外して別な方法で認定を受けてもいいという仕組みになるんですけれども、こういう今までの原則は堅

持すると考えてよろしいですか。ちょっと詳しく。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 課長より答弁させます。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 鞠子議員のおっしゃるとおり、今度、総合事業になったときは、原則は認定審査会で、あとチェックリストにおいてもその方々が判断するという形になりますが、そうなったとしてもサービスの質、量を低下させないような形で制度を運営していきたいなと担当では思っております。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 先ほど、地域包括支援センターについて答弁されましたけれども、今後、いわゆる介護保険を運営していく上で、地域包括支援センターが極めて重要な役割を果たすと思います。

亘理町の第6期介護事業計画は、27年度から3年間ですから29年度までは全体についてこう位置づけております。「センターの専門職が地域への訪問や実態把握などの活動を十分に行えるよう、業務量に応じた適切な人員体制の確保が必要とされる」となっています。つまり、業務量がふえて、それに見合った人員体制も必要だと事業計画では述べておりますけれども、当然のことながら高齢者とすれば介護予防に重点して、要するに介護保険利用ができなくてもいい元気な高齢者がいっぱいいればいいんですけれども、介護保険を利用せざるを得ない方もいるので業務量がふえると思います。そのためにもやっぱり専門的な知識を持っている地域包括支援センターの職員の層を厚くするのが必要だと思うんですけれども、その点いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、介護事業につきましては、ますます事業量は大きくなると思います。したがって、いろいろな事業の見直しということも当然出てこようかと思っております。その辺も1つお含みおきいただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） （1）の最後の質問でありますけれども、いずれにしても来年4月から支援総合事業を行うということでありますので、いわゆる要支援1、要支援2などの方々にわかりやすく説明を今後行う必要があると思っておりますけれども、その点

はいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 総合事業の周知に関しましては、広報、ホームページ等を通じて周知するのはもちろんのこと、きめ細かく事業所等を通じまして周知させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） （2）に移ります。

政府に対して、①要介護1・2の在宅サービスを保険給付から外し、掃除とか調理の生活援助や車椅子とかつえなんかの福祉用具の貸与を原則自己負担にする。②要介護1・2のデイサービスを介護保険から外して地域支援事業化する。③介護保険は現在一律1割ですけれども、利用料を一律2割にするということを行わないように要請してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今後についてでございますけれども、政府は、伸び続ける介護保険給付を抑制する目的で、訪問介護のうち掃除や調理、買い物など生活支援のサービスについて、要介護度が低い軽度者に対する給付を縮小する、また軽度者の福祉用具貸与の自己負担化について検討を始めたとの報道がなされております。

検討内容につきましては、今後、詳細が示されるものと思われませんが、これらの事業にはこれからの高齢化社会を支える上で重要な役割を担うものと考えことから、検討内容にあわせ、全国や近隣市町村の動向も踏まえまして調査研究し、亘理町の実情に応じたよりよいサービス事業が展開できるよう対応してまいりたいと思っております。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、町が中心となって介護だけでなく医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む必要があることから、県・町村会等を通じ機会を捉えまして政府に要望してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 町としても強力に要望していただきたいと思います。

先ほど、町長が言いましたけれども、介護保険にかかわる費用の財源はどう確保するかというのは大事なんですけども、財源論からだけ出発すると、これだけから出発すると結局のところ負担増と給付削減ということになるわけでありまして。そうすると、どういう議論になるかという、いや、40歳から64歳の第2号被保険者ですけれども、じゃあそれを引き下げて、例えば、18歳か20歳まで保険料を取るべきだという議論も出てくるわけです。

それで、要介護1・2は軽度と言いますけれども、この要介護1・2の方々には認知症の方が多く入っているわけです。認知症は全体的に介護の程度が低くなる傾向にあるんです、歩けるとかいうことで。そういうこともありますし、福祉用具も貸与を自己負担したら、自己負担で使えなければ介護の程度が重度化するということになります。

ですから、町民の皆さん、そして町長を初めとする職員の皆さん、議長を初めとする議員の皆さんと力を合わせて、要するに介護はあって保険なし、これは亶理町から介護難民をつくらないために私どもも力を合わせていきたいと思っています。

次に、3番に移ります。

子ども医療費についてですが、これは一括して答弁されるということなので、一括して質問いたします。

子ども医療費助成制度について、（1）対象を入院・通院とも18歳まで拡大してはどうか。（2）所得制限をなくしてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 1点目、2点目、一括して答弁させていただきます。

本町における子ども医療費の助成につきましては、平成27年4月から入院・通院を15歳の年度末まで引き上げ、所得制限限度額も現行の県の基準から児童手当と同じ基準に大きく引き上げ実施しているところであります。

今年度の県内各市町村の実施状況につきましては、35市町村のうち、入院のみが15歳の年度末まで、通院は9歳から12歳の年度末までとしているのが5市、入院・通院とも15歳の年度末までとしているのが18市町村、18歳の年度末までとしているのが12町村となっております。

また、所得制限については、設定しているのが20市町村、残りの15市町村は設定していない状況となっております。

今回の質問の趣旨については、先般、村井知事が、現在市町村に対し実施している乳幼児医療費助成補助金の対象者を拡大する方向で検討するという報道がされたことによるものと推測しておりますけれども、現在、県の担当課の考えでは、平成29年度から入院は現行のままの就学前までとし、通院のみを現行の3歳未満から就学前までに拡大する方向で検討しているとのことでございます。

最終的には、来年度予算成立後に決定したいとのことでありますので、亘理町といたしましても、詳細が決定した段階で県内市町村及び近隣市町村の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） まず、乳幼児医療費です。その中でも医療費の助成制度については、宮城県はさまざまな歴史的な動きがあつて、1973年に入院・通院ともゼロ歳児から始まったんです。そして、84年に児童扶養手当に所得制限を設けて、92年に、後でもまたやりますけれども、老齢福祉年金の基準を適用し、そして2002年に入院のみを就学前までに拡大し、そして2005年にいわゆる窓口での一部自己負担をなくして無料にしたという経過があります。

そういう経過を踏まえて、村井知事が通院を3歳未満から就学前まで拡大したというのは、県民の皆さんの要望を受け入れた大変大きな決断だと思います。40年の歴史にわたる大きな勲章と思います。

それで、お伺いしますけれども、亘理町の今現在の入院・通院とも中学校卒業まで、あと所得制限は児童手当を踏まえて、例えば県が今度通院も就学前までに助成を拡大した場合、亘理町でどのくらい歳入がふえることになりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課で計算しているはずですから、課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいま県知事の新聞等で報道しているとおり、通院を就学前までにした場合の本町の補助がどのくらい多くなるのかというご質問ですが、現在は1,200万円ほどの県の補助を受けております。それが通院を就学前までということになりますと、27年度の実績での計算ですが、2,600万円になる見込みです。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 先ほど、町長の答弁でいわゆる対象年齢が18歳までが12自治体と答弁されましたけれども、それは具体的な市町村名はわかりますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 現在、入院についても18歳年度末までの市町村が12ということで、県から来ているところでは、仙南管内だと七ヶ宿町、大河原町、丸森町、仙台管内では松島町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、大崎管内では色麻町、加美町、石巻管内が女川町、気仙沼管内が南三陸町と通知されております。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 所得制限のない自治体が15自治体。これは仙南管内はどことどこですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 所得制限がないところでは、仙南だと蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、丸森町でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 所得制限の場合、先ほど私言いましたけれども、老齢福祉年金の場合は、例えば、扶養親族がゼロと仮定した場合ですけれども、そのときには所得制限は340万1,000円で、県が行っているいわゆる旧児童手当でいいますとゼロの場合は、老齢福祉年金は県の基準です。旧児童手当の場合は、ゼロ人だと532万円、亶理町は県内の中でも、所得制限のあるところでも所得制限の幅が大きくて、亶理町の場合は622万円です。

所得制限のある自治体で、亶理町と同じような児童手当基準を設けている自治体というのはわかりますか。わかれば答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 亶理町と同じような所得制限を設けているところは利府町でございます。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今後、検討すると答弁されましたけれども、いわゆる子ども医療費の問題においては、担当者会議が8月31日にありましたけれども、そこでも県の助

成を受けて、仙台市も拡大するみたいですが、いわゆる10市町村は拡大の方向で検討するとなっております。

そこでお伺いしますが、いわゆる県が助成を拡大した場合に、歳入でいえば14款2項2目県支出金の県補助金の民生費補助金の3節児童福祉費補助金、ここに子ども医療費の助成の県からの補助金が入ると見ていいですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） はい、そのとおりです。

議長（佐藤 實君） 鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） それは県支出金は特定財源でありますので、これをほかのところに使うことはできないのであります。そのことも含めて、今後、十分検討していただきたいと思います。終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時19分 延会



上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭

署 名 議 員 木 村 満